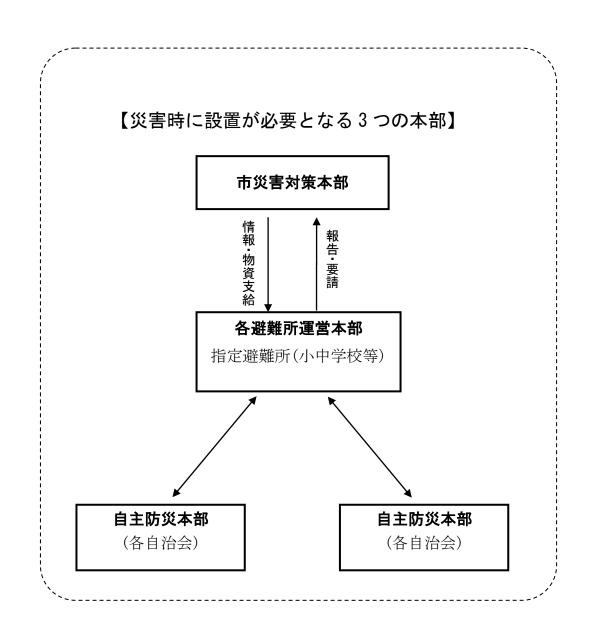
三島市自主防災活動マニュアル



三島市

近年の自然災害として、地震によるものは、平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震などがあります。風水害によるものは、令和元年房総半島台風(台風15号)、令和元年東日本台風(台風19号)、令和2年7月豪雨など、激甚化・大規模化の傾向があり、被害も甚大となっております。

一方、令和4年1月13日に政府の地震調査委員会が発表した評価では東海沖から九州沖に延びる南海トラフ沿いでM8~9クラスの巨大地震が40年以内に発生する確率が「90%程度」であると発表されており、自主防災組織の強化や市民一人ひとりの防災意識の向上は一層求められております。

三島市では、自主防災組織の活動をする上での平常時、災害時の基本的な活動内容や、自主防災活動が活性化するよう市の支援内容を記載した「自主防災活動マニュアル」を平成28年5月に策定し、毎年記載内容を見直しした上で改訂しております。自主防災活動をする上でわからないときには、このマニュアルを見ていただくことにより、基本的な仕組みなどが理解できるものと考えております。

なお、より一層、理解を深めたいときや疑問点があるときには、 お気軽に危機管理課までお問い合わせやご相談をいただければ幸い です。

令和6年5月

改訂の経緯

平成 28 年 5 月 第 1 版策定 平成 29 年 5 月 第 2 版改訂 平成 30 年 5 月 第 3 版改訂 平成 31 年 5 月 第 5 版改訂 令和 2 年 5 月 第 6 版改訂 令和 4 年 5 月 第 7 版改 令和 5 年 5 月 第 8 版改訂 令和 6 年 5 月 第 9 版改訂

目 次

1		総則	P 1
	1	平成 28 年熊本地震の主な教訓	P 2
	2	令和元年東日本台風の主な教訓	Р3
	3	令和6年度三島市の重点実施事項	P 4
	4	年間スケジュール	P 5
2		自主防災組織の構成	Р6
_	1	自主防災活動の必要性	P 7
	2	自主防災組織の役割	P 8
	3	自主防災組織の構成	P 9
	4	各避難所運営本部と自主防災本部との連携	P11
	(5)	避難所運営本部の班別の役割	P 12
	<u>6</u>	自主防災組織への簡易無線の貸与	P 14
	(7)	自主防災会規約例	P 15
	8	自主防災活動に必要な各種台帳	P 17
_		五光叶 6 Y 科	5 01
3	_	平常時の活動	P21
	1	地区防災計画の作成	P 22
	2	防災訓練の実施方法	P 23
	3	防災知識の普及・啓発	P 27
	4	三島市防災指導員	P 28
	5	地震体験車の予約	P 29
	6	災害時のトイレ啓発講習	P30
	7	市民トリアージ研修会の講師派遣	P31
	8	自衛隊による防災教室	P32
	9	日本赤十字社の講習	P33
	10	「わたしの避難計画」の作成	P 34
	11)	黄色いハンカチ作戦	P35 P36
	(12) (13)	避難行動要支援者の支援活動マニュアル(概要) 防災資機材の整備・点検について	P 42
	_	防災グッズの貸し出し	P 42
	14	1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	P 43
	(15) (16)	備蓄食料の無償配布 防災訓練時の提出書類	P 44
	(17)		P 45
	(18)		P47
	_	一島 「応展 フレーカー 設 回事 乗 貢 補 切 立 い 中学生の 防災 訓練への参加	P40 P49
	(13/	小十十二分则火剑脉、划沙洲	F 43

4 市主催の訓練・研修会 PS	50
① 三島市総合防災訓練(案) PS	51
② 自主防災組織リーダー研修会 PS	52
③ 風水害時の避難行動訓練 (案) P5	54
④ 防災カアップ!人材育成講座(案) P5	56
⑤ 三島市シェイクアウト訓練(案) P5	58
5 自主防災活動への補助 P6	30
① 自主防災組織の防災活動事業費補助金 P6	31
6 地震発生時の活動 P7	75
① 地震発生時の行動の流れ P7	76
② 地震発生時の行動の 10 のポイント P7	<i>17</i>
③ 地震発生直後に優先的に行う活動一覧 P 7	78
④ 各班の活動 P7	79
⑤ 自主防災本部の設置 P8	30
⑥ 情報の収集及び伝達 P8	32
⑦ 救出・救助活動 P8	34
⑧ 初期消火活動 P8	35
⑨ 医療救護活動 P8	36
⑩ 市民トリアージ P8	39
① 住民の安否確認 PS	90
⑫ 高齢者・障がいのある人等の避難支援 PS	91
③ 避難所の開設 PS	92
④ 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件P	93
7 風水害対策 PS	94
① 風水害対策のポイント PS	95
② 風水害時の情報伝達 PS	96
③ 避難情報の種類 PS	97
④ 浸水想定区域の避難場所 PS	98
⑤ 土砂災害警戒区域の避難場所 P1	102
⑥ 「マイ・タイムライン」の作成 P	105
8 資料 P1	106
① 自主防災活動に関するマニュアル・情報の公開(市ト	HP) P107
② 自主防災活動に関するマニュアルの公開(県HP)	P109
③ 令和4年度自主防災組織活動状況アンケート調査結	果 P110
④ 静岡県第4次地震被害想定(三島市分抜粋)の概要	P114

1 総 則

平成 28 年熊本地震の主な教訓

- 1. 阪神・淡路大震災と同様に地震の揺れによる被害も脅威であること (対応) 昭和 56 年 5 月以前の建物の耐震補強と家具固定を実施
- 2. 水、食料、生活用品などの救援物資はすぐには支給されないこと (対応) ローリングストック法を活用し、最低3日分、基本は7日分の備蓄を実施
- (対応)山・崖崩れの危険が予想される地域に居住している世帯は地震が発生した

3. 地震が発生すると大規模な土砂災害が発生すること

らすぐに避難

- 4. 自宅以外の公園、駐車場などに避難する在宅避難者が多く発生すること (対応)自主防災会で車、公園、公民館などに避難している被災者の把握を行い、 災害時に地域の拠点となる避難所に報告する
- 5. 水道、下水道はストップするので、各家庭でのトイレ対策が重要であること (対応) 汚物処理剤、ペット用の砂など、各家庭でトイレ対策の備蓄を実施する
- 6. 高齢者、障がい者、持病を持っている人には、避難生活は過酷であること (対応) 建物の耐震補強の実施、また、高齢者等は避難の際、その人特有の生活 物品を持参する



【平成28年熊本地震の被災の様子】

令和元年東日本台風の主な教訓

1. 避難しない、避難が遅い人が多かった

台風第 19 号及び 10 月 24 日から 26 日にかけての低気圧・大雨等による死者は 9 7名で、 うち水害による死者が 7割以上を占めた

(対応)避難が必要か、避難にあたってどこが危険かわかるハザードマップにより、事前に、災害リスク情報を理解し、早め、早めの「自らの命は自らが守る」行動をとること

2. 屋外で、特に車移動中に被災した人が多かった

台風第19号により屋外で亡くなった50名のうち、車移動中の被災が27名と半分以上で、 このうち被災した災害が水害だった方が23名と8割以上を占めた。

(対応) 大事なのは不要な外出を少しでも抑制すること

3. 仕事の関係で屋外移動中に被災した人がいた

屋外で亡くなった50名のうち、「仕事中」「通勤・帰宅中」の被災が13名、「避難中」「避難呼びかけ中」等の被災が20名にのぼった。

(対応) 台風等で大雨が予想されるときは、自治体から発令される避難情報に敏感になること

4. 被災箇所について

「洪水」「河川」犠牲者発生場所は浸水想定区域内の割合が高いが、「土砂災害」犠牲者発生場所については、土砂災害危険箇所の範囲外での割合が高い。

(対応) 洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップで自分の住む地域の危険個所を 把握するとともに、ハザードマップ以外の危険箇所がないか普段から確認してお くこと

5. 多くの在宅高齢者等が被災した

自宅での死者数では、79%が 65 歳以上の高齢者であった。また、高齢者や障害者などの 要配慮者の避難について課題があった。

(対応) 地域の要配慮者の状況を把握し、平常時から顔の見える関係を築くこと

令和6年度 三島市の重点実施事項

1 自主防災組織の防災力の向上

- (1) 地区防災計画や地区単位での「わたしの避難計画」及び「マイ・タイムライン」作成の推進
- (2) 防災担当役員の複数年の選出
- (3) 自主防災活動の好事例を生かし周知
- (4) 各種防災研修会の実施・支援
- (5) 市民トリアージ研修会の講師派遣
- 2 地域・学校・行政が一体となった避難所開設訓練の実施 避難所運営基本マニュアルの周知
- 3 各家庭での防災力の向上
 - (1)「わたしの避難計画」作成の推進
 - (2)「マイ・タイムライン」作成の推進
 - (3) 感震ブレーカー設置の促進
 - (4) 建物の耐震補強、水・食料の備蓄、家具の転倒防止
- 4 トイレ対策の強化

避難所及び各家庭でのトイレ対策の啓発強化

- 5 避難行動要支援者(高齢者、障がい者等)の避難支援の強化
 - (1) 民生委員との連携強化
 - (2) 誰が誰を助けるのかを定めた「個別避難計画」の策定人数の増加
- 6 風水害時の避難体制の構築
 - (1) 避難指示等の避難情報の迅速・的確な伝達及び訓練実施
 - (2) 総合防災マップによる自分の住む地域の危険度の周知
- 7 防災教育の充実

小中学生の地域の防災訓練参加の促進

年間スケジュール

	研修会・訓練	書類提出・手続き
年間	地域防災訓練、防災教育の実施	自主防災訓練予定申込書 (実施計画書)提出
4月		・避難所運営の役員選出・土砂災害・浸水想定区域 避難行動連絡票提出(該 当組織のみ)・自主防災組織等防災事業 費補助金申請受付開始
5月	自主防災組織事務説明会(5/13、5/15) ・ 避難所運営会議(5~7月避難所ごと実施)	自主防災組織編成表提出
6月	風水害時の避難行動訓練 (6/2(日)・該当団体のみ)	
7月	自主防災組織リーダー研修会 ▼ (6/11(火)~7/4(木) 各小中学校)	
8月	避難所開設訓練(7月~12月)	
9月	第1回防災カアップ!人材育成講座(9/28(土))	避難行動要支援者名簿受領 (9 月より順次)
10 月	第2回防災カアップ!人材育成講座(中旬以降) 三島市総合防災訓練(10/6(日))	
11 月		
12 月		自主防災組織等防災事業費 補助金申請期限 (12 月末)【期限厳守】
1月		
2月		自主防災組織等防災事業費 補助金実績報告提出期限 (2月末)【期限厳守】
3月	三島市シェイクアウト訓練(3/11(火)・希望者参加) 三島市防災講演会(予定)	

2 自主防災組織の構成

自主防災活動の必要性

|教訓 1 | 救出・救助された人の 6割が地域の住民に助けられた

被災者をただちに助けることは重要なことですが、大地震のときには消防・自衛隊などの救助隊による救出・救助活動はすぐには期待できません。実際、阪神・淡路大震災で被害者の救出・救助に当たったのは、80%近くが近所の住民や家族でした。自主防災活動に積極的に参加して、災害に強い地域づくりを進めましょう。

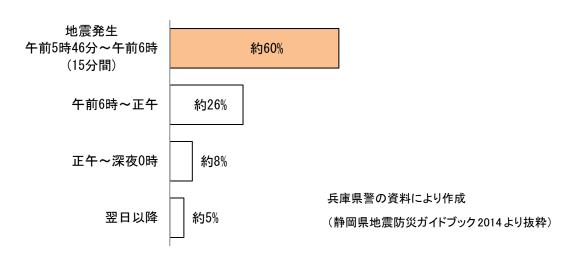
無回答, 23.4% をの他, 3.8% 救助隊, 2.4% 家族, 18.9% 避難所の神戸市民 840 人の聞き取り調査(%) 平成7年2月神戸市消防局調査

阪神・淡路大震災で救出・救助に当たったのは

教訓2 15分以内に約6割の方が亡くなった

阪神・淡路大震災では、死者のうち発生から15分間で約60%の方が、また、約6時間で約86%の方が亡くなっています。いざという時のために、地域の防災訓練等に積極的に参加して、救出・救助や救急救命法を体得しておきましょう。

死亡時間別死者数(阪神・淡路大震災の死者の分析)



自主防災組織の役割

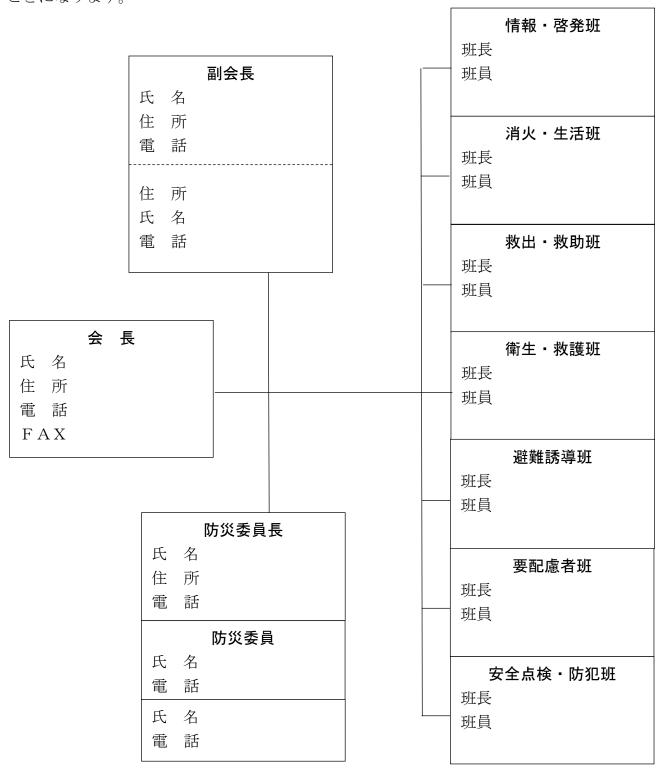
- 自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が迅速に協力して 行動できるようにするため、日ごろから自然災害に強い地域にすることが 重要です。
- 地震が発生した際には、初期消火、被災者の救出・救助や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。
- 自主防災組織の平常時と災害時の主な活動内容は、次のとおりです。

	① 防災訓練の実施
	② 防災知識の普及・啓発
	③ 防災資機材の整備
च≠ ८५ п+:	④ 地域内の危険箇所の把握(土砂災害警戒区域・浸水想定区
平常時	域・災害時の危険箇所)
	⑤ 避難所運営方法の周知
	⑥ 高齢者、障がい者等の要支援者への避難支援体制の構築
	⑦ 風水害時における地域での避難情報連絡体制の構築
	① 初期消火
	② 安否確認
	③ 救出・救助
災害時	④ 救護活動
	⑤ 高齢者・障がいのある人の避難支援
	⑥ 自主防災本部の設置
	⑦ 避難所運営本部との連携

自主防災組織の構成

自主防災組織は、基本的に会長・副会長・防災委員・班長を中心とした組織体制であり、概ね下の図のような班構成となっています。班編成は各組織の実情にあった変更は可能ですので実効性のあるものにしてください。

また、避難所では並行して関係する自主防災組織で連携して避難所運営組織をつくることになります。



〇役員・各班の役割

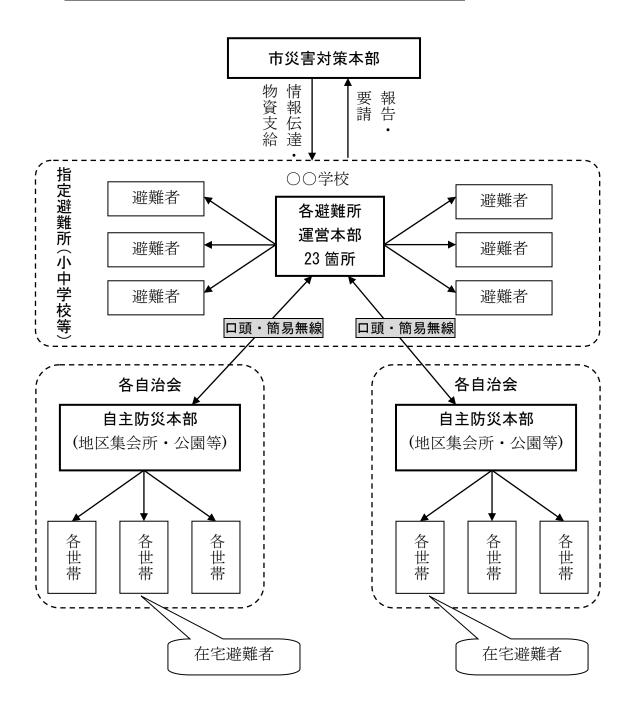
班 名	災害時	平常時
会長(副会長)	・自主防災活動の指揮・自主防災本部の運営(会長の補佐・代理)	・本組織の代表としての各班の活動の 総括(会長の補佐・代理)
防災委員長 防災委員	・会長の補佐、各班の統括・自主防災本部の設置・避難行動要支援者名簿、世帯台帳、人材台帳の用意・避難所の立上げ	・防災訓練の企画・地域の自主防災地図の作成・自主防災組織編成表の作成・世帯台帳・人材台帳の作成・点検・防災資機材の整備計画の作成・避難所運営基本マニュアルの周知
情報·啓発班	・地域の被害状況の把握・伝達・市災害対策本部からの情報伝達・デマ防止・避難所運営本部との連絡調整・他自主防災組織との連絡調整、連携・市災害対策本部への被害報告	・防災知識の普及、啓発・自主防災活動の情報収集・安否確認(黄色いハンカチ作戦等)の 啓発
消火·生活班	・出火場所の確認・消火活動人員の割振り、活動指示・消防署への連絡・炊き出し及び食料の調達・飲料水・生活必需品等の調達・配分・在宅避難者の支援	・消火器・可搬式消防ポンプの使用方法の指導・消火訓練の実施・感震ブレーカー設置の周知・非常持出品の広報啓発・炊き出し用具の備蓄
救出·救助班	・要救出者の確認・救出人員の割振り・救出指示	・救出用資機材の調達と整備・救助技術の習得・救出・救助訓練の実施
衛生·救護班	・搬送人員の割振り・重傷者・中等症者の搬送・軽症者の応急処置・食中毒・伝染病の予防・し尿処理対策の実施・ごみの収集所の管理	・応急手当や衛生知識の普及 ・トイレ対策の啓発 ・ごみ処理対策の検討
避難誘導班	・避難誘導の指揮・安否確認情報の収集・安否不明者の取りまとめ・在宅避難者の把握	集会所・危険箇所の安全点検避難訓練の実施
要配慮者班	・要配慮者(高齢者、障がい者)の 避難誘導・要配慮者の安否確認の指揮・要配慮者の把握	・避難行動要支援者名簿の作成協力・避難支援の個別避難計画の作成
安全点検·防犯班	・ブレーカー遮断の実施・ガス等の 消し忘れ防止の周知 ・地域内の安全点検 ・盗難等犯罪の防止	・防災倉庫の防災資機材の管理・点検・地域内の巡回点検・地域の危険物調査・防犯訓練の実施

※27ページの動画「自主防災組織の活動班の役割」も参考にしてください。

各避難所運営本部と自主防災本部との連携

市災害対策本部からの情報や救援物資は、市内 23 箇所の避難所運営本部を基点とし、自治会ごとの各自主防災本部を経由して各世帯に伝達、支給されることとなります。自主防災組織と指定避難所との連携が重要です。避難所運営本部は、関係する自主防災組織からそれぞれ役員を選出していただき運営されることとなります。

※ 在宅避難者の状況は、各自主防災本部で把握し、避難所運営本部を通じて市 災害対策本部に報告し、支援を受けることとなります。



避難所運営本部の班別の役割

避難所運営本部の各班は、指定避難所に関係する自主防災組織が連携して組織することとなります。

※27ページの動画「自主防災組織の活動班の役割」も参考にしてください。

班名	役	割
本部長	・避難所運営本部の設置・避難所運営本部の活動の統括	
副本部長	・本部長の補佐	
総務班	・運営本部の事務局設置・避難所運営の記録・生活ルール作成・総合相談窓口の設置・トラブルへの対応	・マスコミへの対応・各地域の自主防災本部との連絡調整・レクリエーション活動の企画
避難者管理班	・避難者の受付・避難者名簿の作成・管理・避難者情報(安否情報)の公開	・避難者への問い合わせの対応・居住組の再編成
情報班	・掲示板の設置 ・情報収集	・避難所内への情報提供 ・各自治会(地域)への情報提供
食料·物 資班	・飲料水の確保・食料の調達・炊き出しの実施・食料・物資の支給対象者の把握・水・食料・物資の要請	・水・食料の支給・水・食料の在庫管理・物資の在庫管理・物資の支給・在宅避難者への支給
施設管理班	・避難者の誘導 ・避難所のレイアウト作成 ・特設公衆電話の設置・管理	・危険箇所の改善 ・防災・防犯対策
保健·衛 生班	・救護活動・トイレの設置・管理・水の管理・衛生管理	・ごみ置場の管理・清掃の実施・ペット対策・仮設風呂の管理
要配慮者 支援班	要配慮者の避難状況の把握福祉避難所への搬送	・要配慮者用相談窓口の設置・外国人への対応
女性班	・女性用相談窓口設置・女性への配慮事項の状況把握	・子ども等への支援 ・福祉避難所への搬送支援
ボランテ ィア班	・ボランティアのニーズ把握・ボランティアの要請	・ボランティアの受け入れ・各班にボランティアの振り分け

年度 避難所運営本部組織図

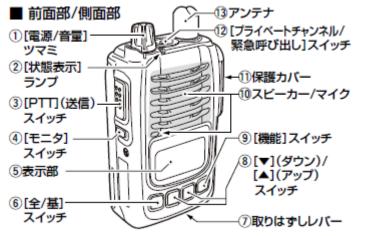
	総務班 班長 自治会名 A 自治会 氏名 ○○ ○○ TEL	班員 自治会名 氏名 A自治会 ○○ ○○ A自治会 ○○ ○○ A自治会 ○○ ○○
	避難者管理班 班長 自治会名 B自治会 氏名 ○○ ○○ TEL	班員 自治会名 氏名 B自治会 ○○ ○○ B自治会 ○○ ○○ B自治会 ○○ ○○
施設管理者(学校) 大名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	情報班 班長 自治会名 C自治会 氏名 ○○ ○○	班員 自治会名 氏名 C自治会 ○○ ○○ C自治会 ○○ ○○
本部長 副本部長 自治会名 A自治会 自治会名 C自治会 氏名 ○○	食料·物資班 班長 自治会名 D自治会 氏名 ○○ ○○ TEL	班員 自治会名 氏名 D自治会 ○○ ○○ D自治会 ○○ ○○ D自治会 ○○ ○○
TEL TEL	施設管理班 班長 自治会名 A自治会 氏名 〇〇 〇〇 TEL	班員 自治会名 氏名 A自治会 ○○ ○○ A自治会 ○○ ○○ A自治会 ○○ ○○
職員2 副本部長 自治会名 D自治会 氏名 CTEL TEL	保健·衛生班 班長 自治会名 B自治会 氏名 ○○ ○○ TEL	班員 自治会名 氏名 B自治会 ○○ ○○ B自治会 ○○ ○○ B自治会 ○○ ○○
	要配慮者支援班 班長 自治会名 C自治会 氏名 〇〇 〇〇	班員 自治会名 氏名 C自治会 ○○ ○○ C自治会 ○○ ○○
この様式はサンプルです。 必要に応じて、副本部長を増員したり、班を統合する ことも可能です。	女性班 班長 自治会名 D自治会 氏名 ○○ ○○ TEL	班員 自治会名 氏名 D自治会 ○○ ○○ D自治会 ○○ ○○
	ボランティア班 班長 自治会名 D自治会 氏名 ○○ ○○	班員 自治会名 氏名 D自治会 ○○ D自治会 ○○ D0 ○○

自主防災組織への簡易無線の貸与

災害時に各地域の自主防災本部と避難所との連絡手段を確保するため、平成 29 年度から令和元年度までに全自主防災組織(143 団体)に簡易無線を貸与し ました。

使用方法

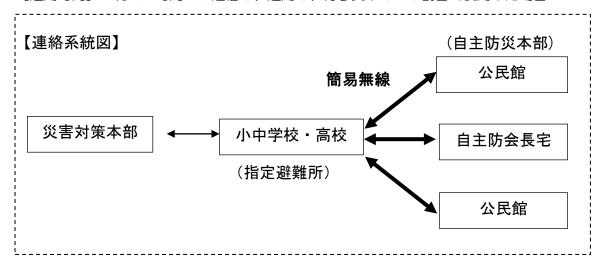
- 1. ① 「電源/音量」ツマミを回して電源を入れて音量を調整する
- 2. ⑧ 〔▼/▲〕スイッチで別紙一覧表の通りチャンネルを設定する
- 3. ③ [PTT (送信)] スイッチを押しながら⑩マイクに話す
- 4. 用件が終わったら③ [PTT (送信)] スイッチを離す





- ①局及び各種設定表示
- ②アンテナ表示(電界強度3段階)
- ③モード表示(全)
- ④チャンネル表示
- ⑤個別呼出し着信時に点滅
- ⑥Pベル機能表示
- ⑦出力表示H:5W
- ⑧キーロック表示「ON」時
- ⑨バッテリー表示4段階

【運用時間】 約 17 時間 ※送信 5、運用 5、待ち受け 90 の割合で使用した場合



2 - (7)

自主防災会規約例

(名称)

第1条 この会は、

(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、 に置く。

(目的)

第3条 本会は、「自らの地域は皆で守る」という信念に基づく自主的な防災活動を 行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止 及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 防災に関する知識の普及に関すること
 - (2) 地震等に対する災害予防に関すること
 - (3) 地震等の発生時における自主防災本部の設置、初期消火、住民の安否確認、 救出・救助、医療救護活動、高齢者・障がいのある人等の避難支援、避難所と の連携等の応急対策に関すること。
 - (4) 防災資機材等の備蓄及び点検に関すること
 - (5) 防災訓練の実施に関すること
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項 (会員)

第5条 本会は 自治会にある世帯をもって構成する。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 1名
 - (3) 防災委員長 1名
 - (4) 防災委員 若干名
 - (5) 班 長 各班1名
 - 若干名 (6) 監査役
- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし再任することができる。 (役員の任務)
- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の 指揮命令を行う。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長が事故のあるときは、その職務を行う。
- 3 その他の役員は、役員会の構成員となり会務の運営にあたる。
- 4 監査役は、会の会員を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

- 第9条 総会は、全会員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし必要がある場合は、臨時に開催することが出来る。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること
 - (3) 事業計画に関すること
 - (4) 予算及び決算に関すること
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

- 第10条 役員会は、役員によって構成する。
- 2 役員会は次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと
 - (2) 総会により委任されたこと
 - (3) その他役員会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

- 第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。
- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における当組織の編成及び役割分担に関すること
 - (2) 防災知識の普及啓発に関すること
 - (3) 防災訓練の実施に関すること
 - (4) 第4条第3号に規定する地震等の発生時における応急対策に関すること (会費)
- 第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計監査)

- 第15条 会計監査は毎年1回監査役が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

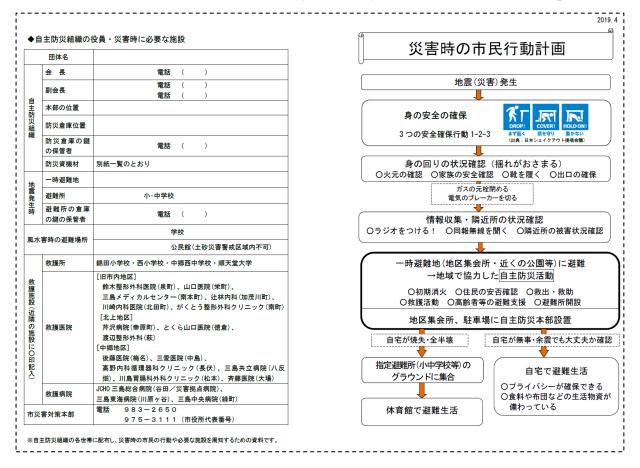
この規約は 年 月 日から適用する。

自主防災活動に必要な各種台帳

自主防災活動に必要な台帳や名簿は、「組織の役員は誰なのか」、「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」、「特に支援を必要とする人はどこにいるのか」などを把握するために必要なものです。各団体で工夫して実情にあった台帳を作成しましょう。

1 災害時の市民行動計画

各組織の基本的な事項、各班の編成、避難場所、救護施設などを多くの住民に 周知しておくための基本的な計画です。※様式集「災害時の市民行動計画」参照



2 世帯台帳

世帯ごとの氏名、住所、家族の人数などについて記入する各団体の構成員の基礎的な台帳で、安否確認の際にも活用できます。ただし、プライバシーに関する項目については当事者の了解を得る、または書かなくてもよいとするなどの配慮が必要です。※様式集「世帯台帳」参照

			世帯台	長				
[自主防会	組						
			安否確認	家族の人	地域で避難	支援が必要	な人の人数	借金
NO.	世帯主氏名	住所	(確認済に〇)	数	乳幼児・ 幼児	高齢者	その他	備考 (災害時に生かせる資格・特技)
\vdash								

3 人材台帳

災害時の救護活動や救出・救助活動、情報通信などに活用できる資格・技能を 持った人材を把握するための台帳です。この台帳を整備することにより自主防災 組織の防災力をアップさせることが期待できます。※様式集「人材台帳」参照

		災害時況	5用人材	台帳		
団体名						
災害時に生かせる資格・特 技	氏名	住所	組	職種	NTT電話	携帯電話
			l			

4 避難行動要支援者名簿

市が作成する災害時に避難支援が必要な高齢者、障がい者等の要配慮者の名簿です。この名簿をもとに災害時に地域で誰が誰を助けるかを計画する基礎となる名簿です。

-	様式1》	行動要支援		<i>о</i> о́в								主防犯会·町			4	年 月	日作成
	二两印姓州	11 馴安又像		白海						灌	主難を要す	支担とする	事る事	を由			
番号	氏 名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	住所又は居所	電話番号等	組·班等	要介護	障がい	難病	高齢独居	高齢世帯	その他	個別支援計画	安否键题	備考
1	三島 太郎	₹ 9 7 9 00	男	昭和〇年〇月〇日	80	北田町 4 番 47 号	983-0000	2 組					Ø		Ø		新規
2	三島 花子	シマ ハナコ	女	昭和〇年〇月〇日	82	北田町 4 番 47 号	983-0000	2 組					Ŋ		Ø		
3	大社 桜	タイシャ サクラ	女	平成〇年〇月〇日	45	北田町 99 番 99 号	000-9999	3組		Ŋ					N		
4	湧水 清	ユウスイ キヨシ	男	昭和〇年〇月〇日	78	北田町 0番 0号	000-1234	8組	Ø	N					N		
5																	

5 要配慮者の避難支援に関する「個別避難計画」

避難行動要支援者名簿の掲載者について、市、民生委員、自主防災組織が協力 して、災害時に避難支援を行う人や避難場所、緊急連絡先等を記載した個人ごと に作成する避難支援計画です。

	《 ‡	羡式2 》)			ſ	固 別	避り	睢	計	· i	Ī					
	確認 保証	や避難行 するもの	動の支担 ではなく	は、避難行順 優等を受ける 、また、選	うため	に作成	するもので	すが、同	意	: J:	oτ.	災害時の	の避難す	援等が			
	私		の内容	ドを理解し、 ((自治会・E	-												τ, Ξ
		Face (Iba	···			和	年	月	E	3	<u> </u>	氏名	/ I		a feet \		
	自	主防災		が記載す	-	合】代	筆者氏名 組·班	2組	Т	F	и -	é B	(本人	との関		ker	
作成者	(自治会・町内会)			00自			等	2 粗	4	K	生	经 具	-	_	三島	196	
Ħ		氏	名	ミシマ タ 三島			性別	男		作	成年	月日	令	和 2	年 4	月 1	I B
		住所()	居所)	三島市	北田	上田町4番47号 自宅電話			_	9	83-00	00					
		生年	月日		C	(年 ○月 ○日 (80 歳) F A X					-	000	-9999-	9999			
	避	が 単 年 行 動 身体障害者手帳所持者 (□1 級・□2 級 < フタ 接 名 ファック を を を を で で で で で で で で で で で で で で で										>) (世帯)					
三島	難行	病	名	筋萎縮性 索硬化			かりつけ 療機関	반1	t6	ぎ病	院	Æ	話番号 055-999			5-999-	9999
市 •	動要	デイサー 等利用		利用施設	2等	みし	まデイ	利用状況	曜午午	前	〇	火〇〇	水	木	金 〇	0	日
民 生 委	支援	本人状家族構		妻と2人	と2人暮らし、息子夫婦が○○で暮らしており、時折様子を見に来て								いる。				
員	者	災害時/ しなけ ならな/	れば	□物が見 □状況(f	えな (対険)	い(見え の判断:	むずかしい .にくい) がむずかし 介助して8	المار	☑前□前	デが!! ![を]	引こえ 見ても	ない(個 知人や	引き取り 家族と) にくぃ わから	ぃ) ない	ス)	
		緊急時の	D家族等	夢の連絡先									_			一大	人との
		氏		名	= 0	植地田	E B町〇番〇	문			所			電話番	号	i	関係
		-	次郎						白油	۵.	町内:	会記入	000-			7	
			桜子		#		町○番○	与 L	HIH	~		A HU/VI		9999			か妻 人との
自治	避難	\vdash	氏名(団		\vdash	f	Ė				所		-	電話番	号		関係
目治会 (首主防災組織	避難支援者	\vdash	防災会				THO NO									pid.c	=
防災細			支援		\vdash		町○番○	F	$\overline{}$	392	数	副	555-			B#3	%
織)	特	- 時記	遊事		00)公園				避	難	所	00	小学校			
_	19	RU	4	96	<u> </u>												

6 土砂災害·浸水想定区域避難行動連絡票

風水害時に市から避難対象世帯への避難情報を自治会長経由で伝達するための書類です。該当する自主防災会には年度当初に作成し、市に提出していただいています。

É	治会名											
	ub EZ A E	· 企共施設										
					市指定避難所							
15	2員連絡					1	電話番号(自宅)					
L	役 職 氏名 住所				三島市)	携	番号					
	会 長											
	副会長											
	副会長											
3 漫	聲難対象	地区連絡先										
整]	理番号	箇所番号	災害区分	分 区域名	区域代表	ř	住所		ž	車絡先		

7 防災資機材保管台帳

防災倉庫などに保管している防災資機材の台帳です。この台帳をもとに計画的に 防災資機材を点検及び整備していくこととなります。

整備数 標準300世帯 の装備基準 総材	真镀材等石	現整備数	月 日現在 数 : 標準300世帯 の装備基準
^{企偏奴} の装備基準	真镀材等石		標準300世帯
ŧ材	救護用		の表情を手
	ar-right to	資機材	
	担架		3
3	救急セット		10
1	簡易ベッド		
	三角巾		
t i	さらし		
10	避難用	資機材	•
10	強カライト		6
30	標旗		6
200	腕章		6
2	ロープ		1
機材	避難生活	用資機材	
	10 10 30 200 2	三角巾 さらし 10 避難用 10 強カライト 30 標旗 200 腕章 2 ロープ 機材 避難生活	三角巾 さらし 10 避難用資機材 10 強力ライト 30 標旗 200 腕章 2 ロープ 農材 避難生活用資機材

3 平常時の活動

地区防災計画の作成

1 地区防災計画とは

東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。(平成26年4月1日施行)

詳細

地区防災計画ガイドライン

検索

2 地区防災計画作成の手引き

市では、この地区防災計画の作成を支援するために、計画の ひな形に注意点等を記載した「地区防災計画作成の手引き」を 作成しました。計画に定めなけれればならない内容や決まった 様式等はありませんが、計画を作成する際にご活用ください。



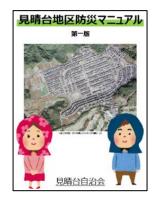
三島市 地区防災計画の手引き

検索



3 地区防災計画の実例

「地区防災計画」は自主防災組織が三島市防災会議に対して提案を行い(計画提案)、 その提案を受けて三島市防災会議が、三島市地域防災計画に地区防災計画を定めるこ とができます。現在、自主防災組織が作成した8地区の地区防災計画について三島市 地域防災計画に位置付けています。







詳細

三島市 地区防災計画

検索

防災訓練の実施方法

1 効果的な訓練実施のポイント

- 災害時と同じ行動を訓練に取り入れることによる実践的な訓練
- 参加者を多く集めるため、自治会のイベントと抱き合わせて実施
- 多人数参加の訓練は年1回維持し、少人数による目的別の訓練の実施
- 市から無償提供可能な備蓄食料を参加者に配布
- 会場での訓練に参加できない方は、黄色いハンカチ作戦による自宅での安 否確認の掲示のみでの参加も認める

2 三島市への書類提出

(1) 訓練実施1ヶ月前 様式集「自主防災訓練予定申込書(実施計画書)」

(2) 訓練実施後 様式集「自主防災訓練実施報告書」

3 実施方法

(静岡県防災訓練事例集 「だって、みんなで助かりたいもん!」参照)

災害時の実施事項	訓練の実施内容
自主防災組織本部	● 自主防災本部の開設
の設置	 ● 収集した情報を地図・ホワイトボードに記載
	● 自主防災組織災害対応訓練(イメージTEN)
	● 組織図の班別に役割の確認
初期消火	● 消火器・バケツリレーによる消火訓練
	● 可搬ポンプによる消火訓練
安否確認	● 黄色いハンカチ作戦を活用した安否確認の実践
	● 世帯名簿の活用方法を確認
救出·救助	● 毛布等を使った簡易担架づくり
	● 担架搬送訓練
	● 車のジャッキを使用した救出訓練
救護活動	● 救護訓練
	● 応急手当
	● AED講習
	● NPO 災害・医療・町づくりによる市民トリアージ講習
高齢者・障がいの	● 避難行動要支援者名簿による高齢者宅等の確認
ある人の避難支援	● 車椅子、おんぶ等による避難支援
避難所運営	● 避難所開設訓練(関係する自主防災組織と連携)
	● 避難所運営ゲーム(HUG)
	● 避難所の市防災倉庫内の資機材の周知

炊き出し	•	炊き出し訓練
	•	給水訓練
危険箇所の把握	•	災害図上訓練(DIG)
	•	土砂災害警戒区域・浸水想定区域の現地確認
防災資機材の活用	•	防災倉庫内の資機材の展示及び説明
	•	発電機、可搬ポンプ、ろ水機等の動作点検
	•	簡易トイレの設置

4 訓練の課題と工夫した訓練の実施方法

(1) 実践的な防災訓練の実施

課題点	● 多人数参加の訓練であると参加者全員に訓練内容を伝える
	ことが難しい、見ているだけの人が多い
改善策	● 多人数参加の訓練は年1回維持
	● 一定の人数による目的別の訓練を実施

(2) 小中学生の参加促進

課題点	● 小中学生の参加が少ない
	● 9月上旬は行事、テスト週間があり参加が困難
改善策	● 12月第1日曜日の地域防災の日に訓練を実施
	● 避難所単位で一斉に訓練を実施

(3) 市民行動フローに沿った訓練

課題点	● 地震発生時の行動フローを周知したい。
	● 一時避難地、避難経路、避難所の位置を周知したい
改善策	● 行動フローに沿って、一時避難地→避難経路→避難所とそ
	れぞれの場所を実際に多くの住民で確認しながら避難
	● 地域の中での危険と思われる家屋、ブロック塀、電柱など
	を確認

(4) 自主防災本部の設置運営

課題点	● 本部の位置が明確でない
	● 役員が設置手順を熟知していない
改善策	● 本部設置の設置手順、準備物(地図、名簿、マジック、鉛
	筆など)の確認
	● イメージTENによる図上訓練によるシミュレーション
	● テントを建て住民に本部の位置を周知

(5) 各班員の役割の周知

課題点	● 組織名簿はあるが名前だけで役割が周知できない
改善策	● 27ページの動画「自主防災組織の活動班の役割」を視聴
	● 班単位で集まり、役割や行動、準備物を話し合いイメージ
	トレーニングや不足するものの確認を行う

(6) 安否確認訓練

課題点	● 安否確認の方法が明確でない
改善策	● 世帯名簿を作成→安否確認のチェックを実践
	● 黄色いハンカチ作戦を取り入れ、より多くの参加を図る

(7) 高齢者、障がい者の避難支援

課題点	● 高齢者、障がい者の支援の方法が分らない
改善策	● 高齢者宅を組単位で確認→支援する人を特定
	● 担架、車椅子など実際の避難の手法を実践

(8) 防災倉庫の資機材の周知

課題点	● 防災倉庫に何が入っているか一部の人しか知らない
	● 資機材の使用方法が分らない
改善策	● 資機材をすべて出して、実際に多くの住民に見てもらう、
	使ってもらう

(9) 市防災倉庫の資機材の使用訓練

課題点	● 防災資機材の使用方法が分らない
改善策	● 危機管理課職員の立ち会いのもと、リストで備蓄している
	備品を見ながら説明を受ける
	● ろ水機の使用方法、仮設トイレ等を設置する

(10) 避難所の運営訓練

分らない、決まってない
実践的な訓練を実施
の方法を確認
設置
自主防災組織の配置確認
,

【訓練の参考となる市ホームページ動画】

自主防災組織の活動班の役割	災害時のトイレ対策
重量物除去訓練	発電機のメンテナンスの方法
車いすによる避難支援	家具の固定方法
	TYPER TO THE TOTAL THE TOT

詳細は

三島市 防災 動画



防災知識の普及・啓発

「自らの地域は皆で守る!」ためには、地域住民の防災意識の向上が何より重要で す。また、自主防災組織で班別の役割や体制を決めても、多くの住民に周知できなけ れば災害時に機能しません。そのため、自主防災活動の強化の一歩となる研修会や勉 強会等を開催しましょう。危機管理課職員や派遣講師による出前講座の実施やさまざ まな相談等を受けますので、お気軽にお声がけください。

1 出前講座・訓練

- (1) 出前講座の説明内容
 - 防災の基礎的な話
 - 三島市の地震等の被害想定
 - 避難所の運営
 - 三島市の地震等の被害想定
 - 地震発生時の行動
 - 風水害発生時の行動
 - 過去の大規模災害の教訓
 - 三島市の取組
 - 住宅の安全対策(耐震化対策等)、避難経路沿い等のブロック塀等安全対策
- (2) 災害図上訓練
 - DIG (地域の危険箇所を把握)
 - イメージTEN (災害時の組織の対応を具体的に考えるシミュレーション)
 - HUG (避難所運営ゲーム)
- (3) 災害時のトイレ対策講習
 - 便座を使った携帯トイレの使用方法や効果を確認できます(3-⑥参照)
- (4) 講師派遣

 - 市民トリアージ研修会の講師派遣 (3-⑦参照 防災活動事業費補助金対象)
 - 自衛隊による防災教室(3-8)参照)
 - 日本赤十字社の講習(3-9)

2 実施日

危機管理課職員と事前に相談の上決定 (休日の午前及び平日の開催対応)

3 依頼方法

様式集「出前講座・訓練実施依頼申請書」 を危機管理課に提出





3 - 4

減災のための対策や災害図上訓練の指導を行う

三島市防災指導員

三島市防災指導員とは、地域防災力向上のため、自主防災組織や学校などで行われる図上訓練や防災研修会、避難所開設訓練において、細かな訓練指導や情報提供を行う市民ボランティアです。平成14年に創設されてから、防災士やベテラン防災委員等のほか、防災に対して熱意があり、防災活動の指導者として適任であると市が認めた人に依頼しており、現在は15名で活動しています。

出前講座の講師や防災訓練の指導者として防災指導員の派遣を希望される場合は、危機管理課までお問い合わせください。

〇活動内容

- ・地域での防災意識の向上の啓発
- ・防災訓練実施の指導
- ・自主防災組織のリーダー育成
- ・災害図上訓練等の指導
- 防災講演会の講師
- ・避難所開設方法の指導 など









※希望日時、場所、人数、研修内容など、まずは危機管理課までご相談ください。

地震体験車の予約

地震体験車は、震度7までを体感することができる県所有の車両です。1台の車両を東部14市町が交代で使用しています。予約の競争率が非常に高いため希望に応えられない場合が多くあります。

【令和6年度の予約】

秋まではほとんどの日程が予約済となっていますが、8月や12月~来年3月は空いている日もあります。予約を希望される場合には、電話にてご連絡願います。

【令和7年度の予約】

1月末までに危機管理課に電話で申し込み(☎983-2751)

3月上旬に県にて他市町との抽選会に参加

3月中旬に市にて抽選会(同日に複数の自主防災組織の申し込みがあった時)

3月中旬以降の申し込みは、空いている日のみ使用できます。



災害時のトイレ啓発講習

○啓発のポイント

- 各家庭での災害時のトイレ対策の重要性
- 携帯トイレの取り扱い方法
- 汚物処理剤でどれだけ水分を吸収することができるか
- 汚物処理剤の消臭効果
- ペットの砂、新聞紙の有効性
- 大人用おむつの活用

〇講習の流れ (例)

災害時のトイレ対策の必要性の説明

(10分)

災害時トイレ対策の実践

(20分)

- 携帯トイレ実施方法のデモ説明 (ペットボトル水、仮想便)
- 大人用おむつを活用した処理
- ペット用砂、新聞紙での効果確認
- 各班に分かれて実践

消毒液の作成の実践

(5分)

O説明者 自主防災会役員 (市ホームページの動画で事前学習) 又は危機管理課職員、防災指導員

〇準備物

- 便座(5台まで市で貸出可)
- 携帯トイレ(10 個まで市で配布可)
- ペットボトル (穴入)
- 仮想便(廃棄予定の備蓄食料で 作成)
- ペットの砂
- 新聞紙
- 大人用おむつ
- ウエットティッシュ
- 塩素系漂白剤
- ごみ袋



詳細〉

三島市 災害時のトイレ対策動画

検索

市民トリアージ研修会の講師派遣

三島市では災害時にけがをした人の程度を手早く判断する市民トリアージの講師の派遣に要する費用を補助します。必要な手続きについては、下記のとおりです。

○講師 NPO法人災害・医療・町づくりの理事 (医師又は看護師)

〇研修内容

- ・地域の被害想定説明(必須)
- 市民トリアージ
- ・クラッシュ症候群対応
- ・身近にあるものを使った応急手当など





○研修費用 交通費込 15,000円

(うち 市防災活動事業費補助金 1/2補助)

※三島駅からの講師送迎は各団体でお願いします。

○準備物 研修実施:プロジェクター・スクリーン・マイク等

応急処置:ビニール袋・タオル・ダンボール副木等

危機管理課で貸し出しますので、事前に申請してください。

ONPOで用意するもの パソコン

〇研修実施の流れ

- ①訓練計画策定
- ②NPOへ講師派遣依頼(日程調整含む)※メールでお願いします。
 - ・メールアドレス: triage. shizu@gmail.com
 - ・電話:090-4447-5946 (事務局) ※メールが使えない場合のみ
- ③NPOへ訓練申込書提出 (NPOホームページからダウンロード)

NPO法人災害・医療・町づくり



- ④市へ補助金交付申請書提出(防災資機材、防災訓練と同時申請可能)
- ⑤市から補助金交付決定通知送付
- ⑥研修会の実施(自主防災組織:研修費用支払い NPO:領収書発行)
- ⑦事業完了報告書の提出
- ⑧市から補助金の交付(振込)

自衛隊による防災教室

自衛隊では、災害時に役立つ知識や技能を有する現役自衛官の講師を派遣します。必要な手続きについては、下記のとおりです。

〇講師 自衛隊静岡地方協力本部 広報官

〇研修内容

- ・災害時に役立つロープの結び方(ヒッチ、ベント、ノット)
- ・土のう作成要領
- ・素手でのビニールロープの切り方
- 患者搬送方法
- 応急担架作成方法
- ・いざという時に役立つほふく前進の基本
- ・自宅で避難生活する為の防災準備 (講話)

上記から希望の項目を選択してください



○時間 1回 1時間~2時間

〇対象者 中学生以上

〇研修実施の流れ

自衛隊三島募集案内所へ講師派遣依頼(内容及び日程調整含む)

- ・電話(担当): 080-4367-4931
- ·電話/FAX:055-989-9111
- ・メールアドレス: mishima@rct.gsdf.mod.go.jp

上記にて希望日時、場所、人数、研修内容等ご相談ください。

※日程や人員の関係でご希望に添えない場合もございます。まずはご連絡ください。

日本赤十字社の講習

日本赤十字社は「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、災害時に役立つ各種講習の講師を派遣します。必要な手続きについては、下記のとおりです。

○講師 赤十字講習指導員赤十字奉仕団員

〇研修内容

- ・避難生活での自助・共助
- ·心肺蘇生 AED
- ・乳幼児の心肺蘇生 AED
- ・けがの手当(三角巾)
- ・身近なものを使ったこどものけがの手当
- ・災害時における乳幼児への対応
- ・災害時における高齢者支援
- ・包装食作り(炊き出し)※材料費自己負担上記から希望の項目を選択してください。



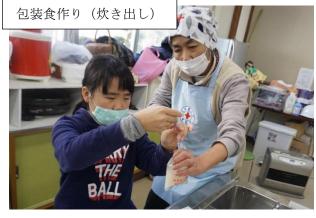
避難生活での自助・共助

(ペーパーバッグ)

〇時間 1時間半~2時間

○講習実施の流れ

2 ケ月前までに三島市福祉総務課 (055-983-2610) へ問い合わせください。 ※日程や人員の関係でご希望に添えない場合がありますので、一度ご相談ください。





「わたしの避難計画」の作成

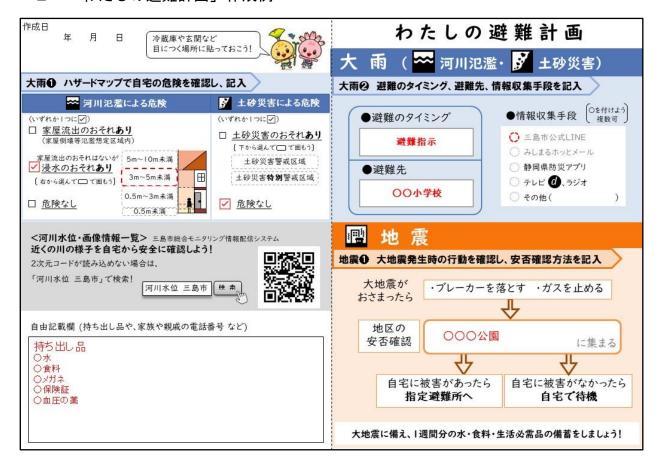
1 「わたしの避難計画」とは

身の回りの災害リスクに備えて、「どのタイミングで」「どこに」避難するかを あらかじめ整理した一人ひとりの避難計画です。

前もって「わたしの避難計画」を作成し、家の中の目につく場所に貼っておくことで、いざという時の避難に役立ちます。

わかりやすい内容ですので、町内の防災の取り組みとして「わたしの避難計画」 を作成しましょう。

2 「わたしの避難計画」作成例



※三島市ホームページより様式がダウンロードできます。

黄色いハンカチ作戦

1 概要

「黄色いハンカチ作戦」は、災害時に「わが家は大丈夫。他の人を助けてほしい。」 というメッセージとして、道路から見える場所(玄関・ベランダ等)に黄色い布等を 掲げるものです。災害時、家の中に**要救助者がいないこと**を知らせることで、地域 での安否確認がスムースになり救助活動の効率化が図られます。(家の中に人がい ないことを知らせるものではありません)

2 実施方法

- (1) 開始の基準 市内の震度が5弱(基準は各団体で変更可能です。)
- (2)実施方法

「要救助者がいないこと」を伝えるため黄色いハンカチを玄関などに掲げる。 掲げるものは、各団体で認識が統一されていれば、黄色ではなく白いタオルな どでも構いません。

(3) 掲げる期間 発災後、24 時間 (2 回目の地震発生もあるため一旦回収する)

【玄関での使用例】



【ベランダでの使用例】



- **訓練の実施** 平常時に訓練を実施しないと災害時に機能しません。年 1 回以上、 訓練を実施して地域住民の意識を高めることが大切です。
- 保管方法 災害時にすぐに取り出せるよう冷蔵庫など目に 付くところで保管しましょう。
- 実施状況 97 団体 (一部実施を含む。) /市内 143 団体中 5 令和6年3月末現在

6 購入方法

- (1) 価格 1 セット 2 枚・200 円
- (2) 様式集「黄色いハンカチ」の購入申込書にて申込み
- 申込先 (福)三島市社会福祉協議会 さわじ作業所 TEL 055-989-8211 FAX 055-939-8182

【冷蔵庫での保管】



避難行動要支援者の支援活動マニュアル(概要)

当マニュアルは、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者や障がい者等の 避難行動要支援者の名簿と個別の避難計画の作成や地域の支援体制づくりを推進するため、 自主防災組織(自治会)と民生委員・児童委員が共有し、連携して避難行動要支援者の避難 支援活動を行うための行動の手順書として活用するものとする。

1 災害時の活動に対する基本的な考え

- ① 避難支援者自身も被災者となることを踏まえ、無理のない活動を考える。
- ② 自分と家族の安全と健康を守ることがなにより重要である。
- ③ 自主防災組織役員と民生委員だけでなく、地域ぐるみの活動として取り組む。
- ④ 日々の活動の延長に災害時の避難行動要支援者の支援活動があることを意識する。
- ⑤ 避難支援等関係者以外に避難行動要支援者名簿の個人情報が漏れることが無いよう守 秘義務に努める。(災害対策基本法 49 条の 13)
- ⑥ 災害時の避難支援を行う人の行動に対して、批判したり責任の追及をしない。

2 基本的な役割分担

自主防災組織(自治会)	・地域での自主防災活動の実施主体・避難行動要支援者の個別避難計画の作成・避難所運営の実施主体・避難行動要支援者の自宅からの避難支援
民 生 委 員(福祉総務課)	・避難行動要支援者の調査及び名簿・個別避難計画作成の協力・避難行動要支援者の安否確認・避難行動要支援者の避難所での生活支援

3 用語の説明

要配	慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等
避難行動	要支援者	上記の要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難支援が必要な次の者 ① 要介護認定 3~5 の者 ② 身体障害者手帳 1~2 級の者 ③ 精神障害保健福祉手帳 1~2 級の者 ④ 療育手帳 A 判定の者 ⑤ 難病患者 ⑥ 一人暮らし高齢者(80 歳以上)又は高齢者(80 歳以上)のみの世帯 ⑦ 自治会が支援が必要であると認めた者
避難。	支援 者	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行うよう努める人・団体(組等)
避難支援	等関係者	自主防災組織(自治会)、民生委員、消防署、消防団、警察、社会福祉協議会等
		避難行動要支援者名簿のことであり、次の2種類に区分される。
名簿	名簿(A)	平常時から地域に提供する名簿(個人情報提供に同意した者の名簿)
	名簿(B)	災害時のみ地域で公開できる名簿(個人情報提供に不同意である者の名簿)
個別避難計画		名簿(A)の掲載者について、災害時に避難支援を行う人・団体(組等)や避難 誘導方法、避難場所、緊急連絡先等を記載した個人ごとの避難計画

4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成の流れ

1月末~2月

市は、対象者(新規要件到達者及び不同意者)に個人情報の提供についての同意確認調査ハガキを送付し、同意不同意の回答を市に返信

3月中旬頃



避難行動要支援者の状況把握調査を市から民生委員・児童委員に直接依頼



3月中旬~5月末頃

民生委員・児童委員が「名簿(A)」に記載される避難行動要支援者を戸別訪問し、「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」の作成に対する同意を改めて確認するとともに、避難支援に係る状況の把握調査を行う。

※ 「名簿(A)」とは、避難支援に係る自身の個人情報を自主防災組織(自治会)や民生 委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供することに<u>同意した人</u>の名簿のこと



6月~8月末頃

市が民生委員・児童委員の調査結果を基に「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」を 作成する。

※「名簿(B)」(個人情報の外部提供に不同意である人の名簿)も市が別に作成する



9月下旬以降

自主防災組織(自治会)及び民生委員・児童委員に「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」を提供する。

※ 並行して作成する「名簿(B)」は、自主防災組織(自治会)に対して災害時に提供する



9月下旬以降

「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」を基に自主防災組織(自治会)が避難行動要支援者を戸別訪問し、避難支援者・避難方法等を決定する。

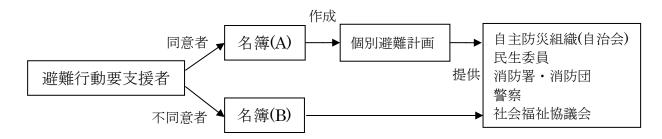
※ 戸別訪問には、民生委員・児童委員は率先して連携・協力する。自主防災組織は、決定した避難支援者や避難支援に係る必要事項を「個別避難計画(様式2)」に記載する。



自主防災組織は、完成した「個別避難計画(様式2)」の写しを三島市に提供する。

三島市は、提供された「個別避難計画(様式2)」を保管するとともに、民生委員・児童委員に情報提供する。

5 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の関係イメージ図



※名簿B:災害時のみ公開、個別避難計画の作成なし 自主防災組織(自治会)に対しては、災害時に提供する。

6 避難支援の開始の基準

各自主防災組織(自治会)の判断にゆだねられますが、以下の情報を一つの目安として、安否確認・避難支援を行ってください。

区 分	事例
地震	市内で 震度5強以上 の地震
風水害時	市が警戒レベル3「 高齢者等避難」 を発令時 土砂災害想定危険区域 又は 浸水想定区域に住む避難行動 要支援者が対象

資料に関するお問い合わせや、福祉総務課による出前講座を希望する場合は下記までご連絡ください。

三島市役所 福祉総務課 TEL 055-983-2610

《様式1》

自主防災会· 年 自治会·町内会

年 月 日作成

三島市避難行動要支援者名簿

	— — — 'I		门别女人场	י ם־י	u / 												
										避 必	難 要	支 と す	援 - る	等 事	を 由		
番号	氏	名	フリガナ	別	生年月日	齢	住所又は居所	電話番号等	組•班等	要介護	障 が い	難病	高齢独居	高齢世帯	その他	安否確認	考
1	三島	太郎	इंग्रं प्रापं	男	昭和〇年〇月〇日	80	北田町4番47号	983-0000	2 組					Ø			新規
2	三島	花子	ミシマ ハナコ	女	昭和〇年〇月〇日	82	北田町 4 番 47 号	983-0000	2 組					Ø			
3	大社	桜	タイシャ サクラ	女	平成〇年〇月〇日	45	北田町 99 番 99 号	000-9999	3 組		Ø						
4	湧水	清	ュウスイ キヨシ	男	昭和〇年〇月〇日	78	北田町0番0号	000-1234	8 組	Ø	Ø						
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

※ 安否確認 : 災害時において安否を確認済み

《様式2》

個 別 避 難 計 画

この個別避難計画は、避難行動要支援者が避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害時における安否確認や避難行動の支援等を受けるために作成するものですが、同意によって、災害時の避難支援等が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援を実施する者は法的な責任や義務を負うものではありません。

三島市長 あて

私は、上記の内容を理解し、また、三島市避難行動要支援者計画の趣旨に賛同し、下記の情報について、三島市が自主防災組織(自治会・町内会)、民生委員・児童委員及び避難支援者に提供することに同意します。

令和 年 月 日 氏名

【※代理の方が記載する場合】代筆者氏名

(本人との関係)

作			防災組会・町内		〇〇自	治会		組•班 等	2 組		民生	主 多	委 員		-	三島	娑	
成 者			フリガ モ	ナ 名	ミシマ タ 三島			性別	男		作成	年	月日	令	3和 2	年 4	月 [Lβ
		ſ	主所(居)	所)	三島市	北田町	4番	47 号			自	包包	電 話		(983-000	00	
											携者	帯 電	1 話		000	-9999-	9999	
		=	上 年 月	<u>H</u>				月〇日			F	A	X					
	避	享	選難 行要 支援 対象 区	者		害者手 帳 A 所 者	帳所排 行持者	↑護 3・□ 寺者(□1 精祠 者(□一	級・□ 伸障害者	2 級· 皆保健	< 建福祉	手帳	沃所持 者				>) .世帯))	
三島	難	折	方	名	筋萎縮性 索硬化			りつけ § 機 関	せ	せらき	ぎ病院		電	話 番	号	055	5–999–	9999
一声	行	j	デイサーロ	ビス	4年4年	1.65	7. 1 4	- · · · /	利用	曜日		1	火	水	木	金	土	日
	動要	Æ,	穿利用 制	犬況	利用施設	艾 寺 (みしま	・ アイ	状況	午前午後)	0		0	0	0	
民生委	支援		▶人状況 家族構成		妻と2人	、息	子夫婦が(○○で暮	手らし	てお	り、	時折様	子を見	見に来て	こいる。			
員	百 	災害時に配慮 □物が見 しなければ □状況(: ならない事項 □状況(:					とや歩行がむずかしい □言葉や文字の理解がむずかしい えない(見えにくい) 図音が聞こえない(聞き取りにくい) ⑤険)の判断がむずかしい □顔を見ても知人や家族とわからない 時に誰かに介助して欲しい(図支えが必要・□杖・□歩行器・□車イス)					ス)						
		緊	急時の劉	家族等	₹の連絡先									_				
			氏		名	住				所			電話番号				人との 関係	
		1	三島	次郎		三島市		町〇番〇	号 _					000-	-9999		子	
		2	三島	桜子		三島市		町○番○	号	自治	会・町	∫内:	会記入	瀾)0-	-9999		子(の妻
自	避	氏名(団体名)				住				戸	ŕ			電話番号			人との 関係	
自治会(自主防災組織)	避難支援者	1		災会	組長													
主防	者	2	三島	支援		三島市		町〇番〇	号					555-5555			隣	家
災組織	_	•	時 追	達	進 地	004	公園				避	難	所	00	小学校		•	
心	特		記	事	項													

避難行動要支援者の避難行動支援の取組事例

この資料では、避難行動要支援者の避難行動支援について、先進的な取組を実施している自治会を紹介します。それぞれ地域の特性に応じて日々の防災活動を進めていると思いますが、参考資料としてご活用ください。

1 三恵台自治会

活動のポイント

①班分けと避難支援者の選定

三恵台自治会人口(R4.9.30 時点) 1,077人

三恵台は自治会内を8班27組に分けており、避難支援者は初動安否確認をするそれぞれの組長が担っている。また、1班に1人要配慮者班員を配置している。また、これとは別に単年度ではなく複数年担う要配慮者を統括する防災委員を2人置いている。

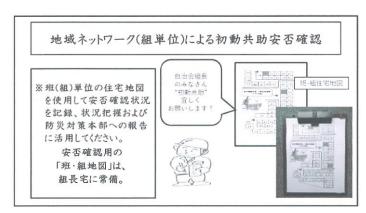
②民生委員との連携

4月に実施している基礎研修会には民生委員・児童委員等の関係者を交え、地域全体で共通認識を持つようにしている。

③班(組)単位の地図の配布

要支援者宅、避難支援者宅(組長)、要配慮者

班員宅等を地図上に印を付け、各組長、民生委員・児童委員と共に情報共有をしている。



2 多呂自治会

活動のポイント

①要支援者近隣マップの作成

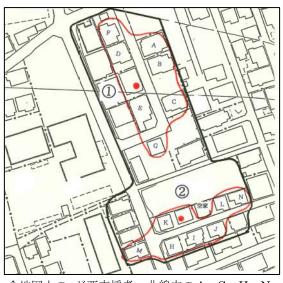
個別避難計画に右図のような地図を添付し、要支援者と避 難支援者が一目で分かるようにしている。

【多呂自治会での地図作成手順】

- i.自治会の情報啓発班主導となり、自治会、民生委員・児 童委員を交えて地図に鉛筆で地図案を作成する。
- ii.案を組長に渡し、各組で加筆修正を加えてもらい、再度情報啓発班に戻す。
- iii.加筆修正された地図を情報啓発班で仕上げ、保管する。

多呂自治会人口(R4.9.30 時点)

1,252人



↑地図上の●が要支援者、曲線内のA~G、H~N が支援者。支援者を要支援者宅の向こう三軒両 隣とし、地域全体で見守りを実施

資料に関するお問い合わせや、福祉総務課による出前講座を希望する場合は下記までご連絡ください。

三島市役所 福祉総務課 TEL 055-983-2610

防災資機材の整備・点検について

災害時の自主防災活動や避難生活に備え、必要な資機材を備えておきましょう。これは、300世帯で必要となる標準的な防災資機材の一覧です。

資 機 材 等 名	標準300世帯の 装備基準	資 機 材 等 名	標準300世帯 装備基準
情報伝達用資	幾材	避難用資機材	†
メガホン		強力ライト	6
電池メガホン	3	標旗	6
簡易無線機	2	腕章	6
トランジスターラジオ		ロープ	1
消火用資機材	才	避難生活用資格	幾材
消火器	10	発動発電機	1
消火器格納箱	10	コードリール	
バケツ	30	投光機	
砂袋	200	照明スタンド	
C級可搬ポンプー式	2	かまど	3
障害物除去用資	機材	釜	3
バール	5	鍋	6
丸太	5	やかん	
折畳梯子	3	移動式炊飯器	3
脚立		ポリ容器	
<u>のこぎり</u>	5	受水槽(1)。	1
掛矢	3	ろ水機(2 ^ト _ン /h)	1
斧	3	ビニールシート	100
<u>ハ</u> スコップ	10	仮設トイレ	100
つるはし	10	非常用排便収納袋	
鳅	10	防災用毛布	
もっこ(網状の運搬用具)	10	その他資機材	<u> </u> 等
石み	10	テント	2
なた	5	防災用倉庫	1
<u>ペンチ</u>	5	備蓄燃料用スチールタンク	1
<u> </u>	5	ヘルメット	
大ハンマー	3	工具セット	
片手ハンマー	5	工具箱	
一輪車	2	軽トラック(災害時に借用)	可能台数を把
ロープ	2	軽いノツク(火音時に旧用)	円形口奴で10
ゴムボート		地域の特性に応じた防	<u> </u> (</td
リヤカー	1		火貝(成的
	1	土のう・砂(浸水想定区域)	<u> </u>
ジャッキ	3	階段用車いす(マンション)	-
チェーンソー	3	車いす・リヤカー・おんぶ紐 (高齢化の高い地区)	
エンジンカッター		(同脚167月77世区)	
コンクリート破砕機			
ウインチ			
ウインチ チェーンブロック			
ウインチ チェーンブロック 救護用資機			
ウインチ チェーンブロック	₹ 3		
ウインチ チェーンブロック 救護用資機			
ウインチ チェーンブロック 救護用資機 担架	3		
ウインチ チェーンブロック 救護用資機 担架 救急セット 簡易ベッド	3		
ウインチ チェーンブロック 救護用資機 担架 救急セット	3		

防災グッズの貸し出し

防災訓練、自治会でのイベント、研修、講習時に防災について身近に体験していただくため、市が所有する防災グッズを貸し出します。

〇 貸し出すグッズ

- ★消火器 ※1 組織につき 30 本まで(数に限りがあります)
- 水消火器用まと
- オイルパン
- 簡易トイレ (便座) ※1 組織につき 5 台まで (3 ⑥参照)
- 携帯トイレなど(凝固剤・猫砂等)※1組織につき 10 個まで (3-⑥参照)
- 家具転倒防止パネル
- 非常持ち出し袋
- 子どもが背負って逃げる防災クマさん
- 防災紙芝居
- DVD等

〇 申込み方法

危機管理課まで、お電話または、様式集「防災グッズ等の貸出し申込書」をご 提出ください。

【防災クマさん】



僕の中にグッズを入れて おいて一緒に逃げてね!

【家具転倒防止パネル】



備蓄食料の無償配布

三島市では計画的に備蓄食料を購入しており、今年度中に賞味期限切れとなる備蓄食料を啓発用として自主防災組織や学校、各種団体に無償提供しています。希望する場合は、危機管理課までご連絡ください。

1 提供する食料 アルファ米、缶詰パン

2 提供数

アルファ米:原則、1団体50食まで

缶詰パン : 希望数提供可能

※提供数は、個別にご相談ください。

3 その他

食料により期限切れとなる期日が違いますので、ご了承ください。また、 在庫に限りがありますので、先着順とさせていただきます。



防災訓練時の提出書類

			訓縛	東前		訓練後
区分	説明	提出·申 込み先	自主防災 訓練予定 申込書 (実施計 画書)	消火栓、 防火水槽 使用届	出前講 座•訓練 実施依 頼書	各種 報告書
防災訓練の実施	消火、炊出し、避難誘導、安 否確認訓練などのすべての 防災訓練	危機管理 課	0			自主防 災訓練 実施報 告書
消火栓・防火水槽を使用する訓練	消火訓練等で消火栓、防火 水槽を使用する訓練実施	危機管理 課	0	0		消防水 利使用 報告書
水消火器、オイルパンの貸出し	借用を希望する場合には空 き状況を危機管理課に確認 してください。	危機管理 課	0			
地震体験車	空き状況を危機管理課に確認してください。毎年12月までの週末(特に日曜日)はほとんど予約済となっています。	危機管理課			0	
出前講座	危機管理課職員が希望に応 じた防災のさまざまな内容の 講話や災害図上訓練を実施 します。	危機管理 課			0	
市民トリアージ研修会	災害時にけがをした人程度を 手早く判断する市民トリアー ジの講師を派遣します。	NPO法 人災害・ 医療・町 づくり	詳細は3-((交通費込 助)	⑦を参照 .15,000円	うち1/2.	以内の補
自衛隊による防災 教室	災害時に役立つ知識や技能 を有する現役自衛官の講師 を派遣します。	自衛隊三 島募集案 内所	詳細は3-(⑧を参照		
日本赤十字社の 講習	減災セミナー、包装食作り (炊き出し)などの各種講習に 赤十字講習指導員や赤十字 奉仕団員を派遣します。		詳細は3-((2ケ月前3	9を参照 までに問合・	난)	
AED(消防職員 で指導)	消防署で指導を行います。 (1日1団体のみ)	危機管理課	0		0	
救護(三角巾等)・ AED講習(消防 団で指導)	消防団で指導する救護(三角 巾等)講習, AED講習	地元消防団	0			
備蓄食料の提供	今年度中に賞味期限が切れる市で備蓄している食料を提供します。 ・アルファ米(1団体50食まで) ・缶詰パン(希望数可能)	危機管理 課	口頭で依頼			

AED 講習を依頼する場合のフロー

自主防災組織が AED 講習を希望



危機管理課へ連絡



危機管理課で希望内容を確認し、内容により依頼先を案内



依頼先が消防署の場合



危機管理課が消防署へ希望内容を 伝えた上、自主防災組織と消防署 で日程や内容を調整



- ●可搬ポンプについて
- ・小川ポンプ工業株式会社三島営業所

TEL: 055-986-7200

Email: mishima@ogawapump.co.jp

- ●チェーンソーや浄水器の使い方やお 手入れ
- ・購入店舗若しくはメーカーに直接お 問い合わせください。



依頼先が消防団の場合



- ・自主防災組織から地元の消防団 分団へ連絡し、日程等を調整
- ・自主防災組織が分団の連絡先を 承知していない場合、危機管理 課から分団へ希望内容を連絡。 その後自主防災組織と分団で日 程・内容等を調整



自主防災組織で消防署へAED等の機材借用依頼、機材の受け取りや返却手続きを実施

三島市家具転倒防止事業

- ○家具の固定器具の取り付けが自力では困難な世帯を対象に、家具転倒防止 器具の取り付けを行います。
- ○取り付け費用は家具5品まで無料、家具転倒防止器具の料金は自己負担
- ○申請期限 令和7年2月末まで

《対象者》

- 満65歳以上の者(年度内に満65歳に達する 者を含む。)のみの世帯
- 満65歳以上の者及び満18歳未満の者(年度内に満18歳に達する者を含む。)のみで構成されている世帯



- 次のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けている者を含む世帯(ア 肢体障害者 1,2 級 イ 視覚障害者 1,2 級 ウ 肢体、視覚のうち、2以上の複合により、総合的な等級 1,2 級)
- 療育手帳の交付を受けている者を含む世帯
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む世帯
- 介護保険法に基づく要介護者、要支援者(介護保険被保険者証に要介護、要支援の記載をうけていること。)を含む世帯
- 難病医療助成を受けている者を含む世帯
- ひとり親世帯のうち満 18 歳未満の者を扶養している世帯
- 上記の対象者を重複して構成されている世帯

三島市感震ブレーカー設置事業費補助金

三島市では、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、地震による住宅の出火 及び延焼を居住者が自ら防止することにより、被害の減少並びに市民及び地域 の防災力の向上を図るため、感震ブレーカーの設置をする者に対し、補助金を 交付します。

1 補助対象者

- ・自ら所有し、又は居住する三島市内の住宅に感震ブレーカーを設置する者
- ・三島市内に新築する一戸建ての住宅に設置する者

2 対象製品

(一社)日本配線システム工業会が定める規格で、感震機能付住宅用分電盤 (JWDS0007 付 2)の構造及び機能を有するもの(右下の写真参考)

3 補助の対象

感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費

【参考:概算工事費】

- ・内蔵型の分電盤タイプで約7万から10万円
- ・後付け型の分電盤タイプで約3万円
- 4 補助額 補助対象経費の3分の2以内の千円未満を切り捨てた額 (上限:25,000円)但し、新築する住宅に設置する場合 10,000円
- **5 補助回数** 1人につき1回限り



小中学生の防災訓練への参加

高齢化社会の進行などにより、地域の防災力の一層の強化が必要とされている ため、小中学生が地域の防災訓練に参加し、防災の担い手として育てていくこと が重要です。

【小中学生が参加する効果】

- 小中学生の「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」という防災意識 の向上に繋がる
- 継続することで即戦力として、また防災活動の担い手として期待することができる

【地域でお願いしたいこと】

- 小中学生へ防災訓練参加の呼びかけ
- 様式集「地域防災訓練参加証明書」への署名または押印中学校では地域の防災訓練へ参加した際、『地域防災訓練参加証明書』に「署名」または「押印」をもらうよう指導されています。当証明書へ事前に押印し訓練参加時に生徒へ配布するか、生徒が持参したものへサイン又は押印をお願いします。

【訓練時の小中学生の参加例】

- 救護訓練
- 地域内の情報収集
- 住民の安否確認
- バケツリレー
- 炊き出しの手伝い
- 災害用トイレ設置
- 発電機、可搬ポンプの操作補助
- 高齢者・障がい者の避難支援



【シャルマンコーポ町内会 ジュニアレスキュー

4 市主催の訓練・研修会

三島市総合防災訓練 (案)

令和元年度に静岡県・三島市・函南町総合防災訓練を経験し、災害時、実際に使用する会場を舞台に関係団体がそれぞれ独立した訓練を主体的に実施することの必要性と成果を感じました。

このことから、令和3年度以降は、従来の中央会場型の実動訓練と令和元年度の総合防災訓練の成果を活かした新たな訓練方法とを隔年で実施する予定です。

1 訓練日時:令和6年10月6日(日) 午前9時00分~11時30分【予定】

会場:南二日町グラウンド【予定】

2 過去の訓練会場

- H24 長伏グラウンド
- H25 北上グラウンド
- H26 錦田小学校
- H27 西小学校
- H28 中郷西中学校
- H29 山田中学校
- H30 北小学校
- R 1 南二日町広場ほか (静岡県・三島市・函南町総合防災訓練)
- R2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- R3 市役所本庁舎駐車場及び市内各施設
- R4 南二日町グラウンド
- R5 市民文化会館屋外広場及び市内各施設





自主防災組織リーダー研修会

〇目的

災害時の各家庭や自主防災組織の防災力を強化するため、当研修会を通じて リーダーを育成すること。

- **〇日時** 令和6年6月11日(火)~7月4日(木) 午後7時~8時30分
- 〇会場 錦田中、徳倉小、山田小、東小、中郷西中、錦田小、西小、北小
- ○参加者 各自主防災組織2名(うち可能であれば女性1名)
- 〇内 容 夜間の避難所開設訓練

【過去のリーダー研修会の様子(夜間の避難所開設訓練)】





令和6年度自主防災組織リーダー研修会日程表

	開催日	開始 時間	会場	避難所	自治会名
1	6月11日 (火)	19:00	錦田中学校	錦田中学校	押切・桜ヶ丘・愛宕・緑ヶ丘・塚原・阿部野・塚の台・小山台・ 塚原台・シャリエ三島松が丘・松が丘・塚原下原
·		10.00	体育館	坂小学校	台崎・元山中・市山新田・三ツ谷・笹原・山中・箱根坂・玉沢(奥山)
				北上中学校	芙蓉台
2	6月13日 (木)	19:00	徳倉小学校	佐野小学校	佐野•見晴台
	0月13日 (水)	19.00	体育館	徳倉小学校	徳倉第1·徳倉第2·徳倉第3·徳倉第4
				北上小学校	萩・徳倉第5・徳倉第6・エンゼルハイム芙蓉台
				山田中学校	加茂·市営加茂住宅·小沢·初音台·三恵台·初音
3	6月18日 (火)	19:00	山田小学校 体育館	沢地小学校	富士ビレッジ・沢地・千枚原・光ヶ丘1丁目・光ヶ丘3丁目・ 光ヶ丘県営住宅・光ヶ丘市営住宅・富士見台
				山田小学校	若松町・西旭ヶ丘・青葉台・山田・旭ヶ丘・山田住宅
	6 B 00 D (+)	10.00	東小学校	南小学校	南本町御殿·南本町高台·北田町·中田町北·中田町南·南田町·富田町·南本町新御殿·南二日町(伊豆箱根線路西側)
4	6月20日 (木)	19:00	体育館	東小学校	大社町・東本町1丁目・東本町2丁目・日の出町・東町・南 二日町(伊豆箱根線路東側)・大宮町2丁目・川原ヶ谷・雪 沢
				向山小学校	夏梅木・中・錦が丘・北沢・サンステージ向山王の郷・サンステージ向山はにまるタウン
				三島南高等学校	大場(伊豆箱根線路東側)・三島パサディナ・東大場
5	6月25日 (火)	19:00	中郷西中学校	中郷中学校	大場(伊豆箱根線路西側)・多呂
	.,,,		体育館	中郷小学校	梅名・中島・八反畑・鶴喰
				長伏小学校	長伏·御園
				中郷西中学校	松本·安久
6	6月27日 (木)	19:00	錦田小学校 体育館	錦田小学校	小山中島・小山・谷田・御門・竹倉・玉沢・谷田城の内・東富士見・西富士見・並木・柳郷地・ヴァンヴェール遺伝坂・柳郷地市営住宅・市営谷田住宅
7	7月2日 (火)	19:00	西小学校	西小学校	加屋町・清住町・三好町・西本町・栄町・西若町・緑町・南町・広小路町・泉町・寿町・本町大中島・本町小中島
	/月2日 (文)	19:00	体育館	南中学校	青木・新谷・玉川・平田・藤代町・モナーク三島・ウィスティリ ア三島青木
				北小学校	文教町1丁目・合同宿舎文教住宅 幸原町・幸町・サンステージ壱町田
8	7月4日 (木)	19:00	北小学校 体育館	北中学校	文教町西・加茂川町1区・加茂川町2区・シャルマンコーポ・ 壱町田1丁目・壱町田2丁目・県営壱町田やまがみ団地・ 東壱町田・シャリエ三島壱町田・かわせみタウン壱町田・マ ルシオン、マルジュ壱町田
				北高等学校	芝本町·一番町·中央町·中央町2区·文教町2丁目·大宮町1丁目·大宮町3丁目·文教町東岩崎

風水害時の避難行動訓練(案)

1 概 要

避難対象地区の住民が「風水害時の市民避難行動マニュアル」に基づき避難行動が行えるようにするため、市内一斉に避難指示の情報伝達及び避難訓練を実践します。

- **2** 日 時 令和6年6月2日(日) 午前9時00分~
- 3 場 所 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域の自治会
- 4 対象自治会 自治会役員、避難対象地区の住民 全90自治会

中部	中田町南、南田町、富田町、文教町1丁目、幸町
東部	東本町1丁目、東本町2丁目、日の出町、東町、南二日町、文 教町2丁目、文教町西、大宮町2丁目、大宮町3丁目、加茂川 町1区、加茂川町2区、若松町、加茂、西旭ヶ丘、文教町東岩 崎
北上	佐野、萩、幸原町、徳倉第1、徳倉第2、徳倉第3、徳倉第4、 徳倉第5、徳倉第6、富士ビレッジ、沢地、千枚原、壱町田1丁 目、壱町田2丁目、光ヶ丘1丁目、富士見台、県営壱町田やま がみ団地、かわせみタウン壱町田、マルシオン・マルジュ壱町 田
錦田	小山中島、小山、谷田、御門、夏梅木、中、竹倉、玉沢、台崎、押切、桜ヶ丘、谷田城の内、東富士見、西富士見、並木、愛宕、川原ヶ谷、雪沢、緑ヶ丘、山田、小沢、旭ヶ丘、元山中、塚原、阿部野、三ッ谷、笹原、山中、初音台、塚の台、柳郷地、市営柳郷地、三恵台、市営谷田住宅、芦ノ湖高原別荘地
中郷	梅名、中島、大場、多呂、北沢、八反畑、鶴喰、青木、新谷、 平田、松本、長伏、御園、安久、藤代町、ウィスティリア三島 青木

5 訓練想定

集中豪雨により土砂災害警戒区域、狩野川及び大場川が避難指示の基準に達したため、市では市内全域の避難対象地区に対して、避難指示を発令

6 訓練の実施方法

訓練の流れについては、別紙「訓練実施のフロー」のとおり

- ア 情報伝達訓練(必須)
- イ 避難訓練(任意)
- ウ 市民避難行動マニュアル (任意)



【平成30年富士ビレッジ自治会での避難の様子】

訓練実施のフロー

	訓練項目	実施方法
r	情報伝達訓練 (9:00~9:15) 【必須】	 市から会長に、順次、先に提出していただいた「土砂災害・浸水想定区域避難行動連絡票」をもとに電話で避難指示の避難情報を伝達するので、実際に自治会の連絡網で電話又は個別訪問により避難対象の住民に避難情報を伝達する。 市→自治会長→(組長)→避難対象地区の住民 情報伝達訓練のみ実施した自治会のみ避難者がいた場合を想定して、避難場所と避難者数を9時30分以降に市災害対策本部(電話983-2650)に報告する。
		\Box
1	避難訓練 (9:00~10:00) 【任意】	 ● 避難指示の連絡を受けた後、避難経路上の危険箇所の確認を行いながら、指定緊急避難場所に移動 *指定緊急避難場所:「土砂災害・浸水想定区域避難行動連絡票」の地区公民館又は市指定避難所のいずれか。 ● 「イ 避難訓練」まで実施した自治会のみ避難場所と避難者数を 9 時 30 分以降に市災害対策本部(電話 983-2650)に報告する。
	T	
ウ	市民避難行動 マニュアルの 説明 (避難完了後 15分程度) 【任意】	 ● 避難した公民館等で別添「市民避難行動マニュアル」を各自治会で説明し、参加者に周知する。 [説明・確認内容] ・ハザードマップによる土砂災害警戒区域又は浸水想定区域の確認 ・自治会での情報伝達方法の確認 ・避難行動の方法 ・避難場所及び避難経路 ・その他訓練を実施した上での意見交換 「ウ 市民避難行動マニュアルの説明」まで実施した自治会のみ 避難場所と避難者数を 9 時 30 分以降に市災害対策本部(電話 983-2650) に報告する。

防災カアップ!人材育成講座(案)

防災の知識を得たい。訓練で何をしたらよいかわからない。マンネリ化した 訓練の打破を考える自主防災組織にはうれしい講座です。防災に関する基本的 な知識と自主防災組織に必要な実践的な技術を身につけることができます。

- **1 実施日** 第1回 9月28日(土) 第2回 10月中旬以降(未定)
- 2 会場第1回三島消防署第2回未定
- **3 定員** 各回30名程度予定(定員を超えた時は、抽選となります。)

4 講座の内容

	過去の実施内容
実地研修	 ・ロープワーク ・重量物除去訓練 ・可搬ポンプを使用した放水訓練 ・家具の固定の実施 ・高齢者の避難行動のポイント ・避難所開設訓練 ・災害時のトイレ対策 ・炊き出し訓練 ・減災セミナー ・身近にあるもので行う災害時の応急処置
講義	・市民トリアージ・クラッシュ症候群対応・被災後の生活再建 など

* 講座の内容、日程及び申し込み方法の詳細内容は、広報みしまに掲載します。

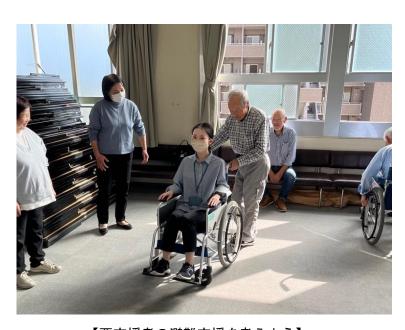
令和5年度の実施状況



【市民トリアージと身近なものを使った応急手当】



【重量物除去訓練】



【要支援者の避難支援を考えよう】



【被災後の生活再建~支援制度の徹底活用】

三島市シェイクアウト訓練(案)

シェイクアウト訓練とは、効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議(日本シェ イクアウト提唱会議)の認定を受け実施する市内一斉行動訓練で令和5年には 全国で約350万人が参加しました。三島市においても引き続き第10回目の「三 島市シェイクアウト訓練」を市内一斉に実施します。

- 1 **実施日時** 令和 7 年 3 月 11 日 (火) 午前 10 時 (予定)
- 市内の学校・企業・団体・自治会、市内在住・在勤・在学の個人 2 対象者 など

令和5年度参加人数:約17,000人

3 訓練内容

①事前学習

- ・市公式ホームページの公開資料で地震発生直後の身を守る行動の確認を 行い、訓練の参加意識を高める。
- ・三島市総合防災マップ(令和2年4月全戸配布)で地震の危険度や地震 発生後の行動を確認する。
- ・家族や職場、近隣住民と地震発生後の行動について話し合う。



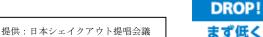
②訓練実施の合図 同報無線(声の広報)、市民メール、LINE など



③安全確保行動

訓練 1 【必須】

午前 10 時の同報無線 (声の広報)、市民メールなどでの訓練開始の合 図により、地震による揺れを感じたという想定で、その場で約1分間、 安全行動の 1-2-3 DROP (まず低く)、COVER (頭を守り)、HOLD-ON (動 かない)を実践する。







勹

訓練 2 【任意実施】

安全行動の後、可能な限り、避難、安否確認、情報収集・伝達、救助・救 出、応急手当訓練、水・食料・備蓄品の保管場所の確認などを実施する。

4 訓練想定(被害想定)

午前 10 時、南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、市内は最大震度 6 弱を観測

5 参加登録

- (1) 登録期間 令和7年1月~3月6日(木)午後5時まで(予定)
- (2) 参加登録方法
 - ○市公式ホームページ(電子申請)で参加登録
 - ・「三島市シェイクアウト訓練」で検索
 - ・事前登録用紙 (チラシ裏面) の QR コードから登録
 - ○FAX で参加登録

事前登録用紙 (チラシ裏面) を危機管理課 (055-981-7720) へ送付

○電話で参加登録

団体・個人名、参加人数、個別訓練(訓練2)の実施項目などを危機管理課(055-983-2751)まで



【三島市立南幼稚園】



【三島市立南小学校】



【(株) 東陽社】



【みしまプラザホテル】

5 自主防災活動への補助

自主防災組織の防災活動事業費補助金

三島市では、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、地域における自主防災組織等の活動を支援するため、次の事業を実施する自主防災組織等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

※必ず事前に申請し、交付決定通知受領後に事業を実施してください。

1 補助対象の活動

事前着手不可

活動内容	補助率
(1) 防災資機材の購入又は修繕	2 / 3 以内
(2) 地区防災計画書の作成(役員に貸与する印刷又は製本)	2/3以内
(3) 防災訓練	3 / 3 以内
(4) 防災に関する研修及び視察	1 / 2 以内

2 補助の対象、補助率

(1) 防災資機材の購入又は修繕 (補助率 2/3 以内)

ア 補助の対象 ※対象は以下の品目に限ります。

区分	補助対象品目	補助対象としないもの
共通	・購入に係る費用 ・本体にセットされている付属品 ・名入れ代	・平常時の地域活動で使用でもの。 ・本のの地域活動であるもののはいいできる時にはいいでは、 ・本ののははいいでは、 ・本ののは、 ・土地 ・土地 ・土地 ・土地 ・土地 ・土地 ・土地 ・土地 ・土地 ・土地
情報伝達用資機材	・メガホン・電池メガホン・トランジスターラジオ・マイクセット・防災伝言シート・ワイヤレスアンプ	・予備電池・予備バッテリー ・登録料・免許料 ・防災ラジオ
初期消火用資機材	 ・消火器 ・スタンドパイプ ・消火器格納箱 ・消火ホース(筒先) ・ハンドル ・バケツ ・マンホールキー ・砂袋 ・C級可搬ポンプー式 (可搬ポンプ本体、消火ホース、吸水管、消火筒先、運搬用台車) 	・処分料 ・回収手数料 ・ガソリン ・オイル

区分	補助	対象品目	補助対象としないもの
障害物機 材	・障害物除去用角材 ・ゴムボート ・リヤカー	・鉄線はさみ ・大手車 ・カー・カー ・カー・カッター ・カー・カッター ・カー・カッター ・カー・カック ・チェーンブロック	・単自・・車・・車・・車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<l>・・</l>・・・・・・・・・・<l< td=""></l<>
救護用資機材	・担架 ・車椅子 ・応急手当用品 (医薬品類)		・口腔ケア用品・寝袋、布団、枕、マット
避難用資機材	・標旗(のぼり旗)・腕章	・ロープ	・予備電池・予備バッテリー
避難生活用資機材	・コードリール ・投光器	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ガイン・カー・ガイセ料・カ燃薪・食電が大力がある。 ・カー・カー・カー・カー・カル・カル・カル・カル・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・

区分	補助対象品目	補助対象としないもの
感 染 防 止 資機材等	 ・マスク ・消毒噴霧器 ・大型扇風機 ・坊塵ゴーグル ・空気清浄機 ・感染防護衣 ・非接触型体温計 ・消毒液 ・石鹸 	補助対象品目にない資機 材を購入予定の場合は、 お手数ですが、必ず事前 に危機管理課までお問い 合わせください。
	※コロナ禍で、災害が発生した場合、感染予防 のため必要と認めた資機材	
その他資機材	 ・テント ・エ具セット ・ヘルメット ・避難場所に関する看板 (防災頭巾) ・リヤカー ・備蓄燃料用スチールタンク ・A E D ・固形燃料(固形アルコール、練炭、木質チップ、ペレット) ・防災マップ 	・ガソリン、オイル等 ・薪、木炭、石炭 ・住宅地図
	・防災倉庫(土工事・基礎・土間・組立設置費、 名入代、室内照明具、換気扇、設計費、整地 費、運送費、建築確認費用、既存建物撤去処 分費(同一箇所への建替えのみ))	・間接的工事費、諸経費、 雑費、既存建物撤去処分 費(異なる場所への建替 えの場合)
防災資機 材の修繕	上記資機材の内、1個当たりの修繕に要する費用材の修繕(修繕する前の資機材の写真を申請書I	

※補助対象となるか不明確な場合、事前に危機管理課までお問い合わせください。

イ 補助の条件

- 〇自主防災組織が計画し、**当該組織の構成員が共同で使用する**防災資機材 の購入・修繕に要する経費が対象です。
- ○**見積書は同じ規格で2社以上から取得してください**。ただし、防災資機 材購入等の場合で見積書の合計金額(税込み)が一業者につき、3万円 未満の場合は、見積書1社でも可とします。

(2) 地区防災計画書の作成 (補助率2/3以内)

- ア 補助の対象となる経費
 - 〇地区防災計画書の印刷又は製本に要する費用

イ 補助の条件

- 〇自主防災組織の役員に貸与する地区防災計画書に限る。
- 〇原則、見積書は同じ規格で2社以上から取得してください。ただし、防 災資機材購入等の場合で見積書の合計金額(税込み)が一業者につき、 3万円未満の場合は、見積書1社でも可とします。

(3) 防災訓練 (補助率3/3以内)

ア 補助の対象

品 目

- ・炊出し訓練用米
- ・初期消火訓練に使用する街頭消火器の薬剤詰替え
- ・初期消火訓練に使用かつ耐用年数※が超過する街頭消火器の買替え

※一般的に製造から 10 年が耐用年数となりますが、蓄圧式消火器の場合、 薬剤詰替えが困難な場合があるため、製造から 5 年で買替えの補助対象と しています。

消火器の種類	街頭消火器の買替えの補助対象
加圧式消火器	2015年(平成 27年) 3月 31日以前に製造
蓄圧式消火器	2020年(令和2年)3月31日以前に製造

【加圧式消火器】



【蓄圧式消火器】



指示圧力計 の有無で判別

イ 補助の条件

- 〇自主防災訓練予定申込書(実施計画書)を提出すること。
- 〇粉消火器での訓練が困難な場合は、水消火器での訓練を実施すること。 (水消火器は危機管理課で貸出可。詳細は3-16)参照)
- 〇2015年(平成 27 年) 4 月 1 日~2020年(令和 2 年) 3 月 31 日までの間に製造された<u>蓄圧式消火器の買替え</u>については、消火器の種類を判別するため、 買替え前の消火器(指示圧力計の部分)の写真を申請書に添付すること。

ウ 補助単価の限度額

品目	補助上限額等	見積書	
炊出し訓練用米購入	432 円/kg (税込み)		
10 型消火器薬剤詰替え	4,950円/本(税込み)	1社以上	訓練
20 型消火器薬剤詰替え	8,030円/本(税込み)		写真 必要
対象消火器の買替え	一番低い見積額	2 社以上	

エ 消火器の補助率早見表

ALSO A MY SA TIMESAS I I DO DA				
訓練方法	買替え	☆女!!=±++ =		
	耐用年数超過	耐用年数内	薬剤詰替え	
粉消火器	補助率 3/3	補助率 2/3	補助率 3/3	
水消火器	補助率 3/3 (危機管理課で貸出)	補助率 2/3	補助率 3/3	
消火訓練 未実施	補助率 2/3	補助率 2/3	補助なし	

(4) 防災に関する研修及び視察 (補助率 1/2 以内)

ア 補助の対象となる経費

項目	見積書
・バス借上げ料 ・バス乗務員費用 ・保険料 ・企画料金	2 社以上
・有料道路通行料 ・駐車場使用料 ・施設入場料 ・講師謝礼	1 社(者)以上
・市民トリアージ研修費	詳細は3-⑦参照
・上記以外経費	補助対象となるかを含めて要相談

イ 補助の対象とならない主な経費

・消耗品費 ・コピー代 ・飲食代 ・会場使用料

ウ 補助の条件

- 〇自主防災組織単独又は合同で計画し、当該組織の構成員の防災に係る活動に必要な研修・視察で、補助金の交付決定以降に実施された事業ある こと。
- 〇同一事業に対する補助金の交付は**1回限り**とする。(合同で事業を実施する場合、個々の自主防災組織に対して補助金は交付しない)

3 補助限度額

各自主防災組織あたりの限度額=10万円+(200円×自治会加入世帯数)

- ※世帯数・・・令和6年4月1日現在の自治会世帯数(詳細は別紙参照)
- ※千円未満の端数は切り捨て

【補助限度額への加算・限度額について】

区分	加算·限度額	
C級可搬ポンプ購入に要する経費	補助限度額に一式につき 40 万円加算	
ろ水機購入に要する経費	補助限度額に1台につき20万円加算	
自主防災倉庫購入に要する経費	補助限度額に1棟につき20万円加算	
研修・視察事業	5 万円が限度	
複数の自主防災組織からなる連合組織	5 万円が限度	
(同一組織は複数の連合での申請不可)		

※加算額の使用は当該物品の購入にかかる経費に限る

4 申請の手順について

【計画から交付申請まで】

- ① 防災資機材等の整備状況の確認
 - ・組織内にある資機材等の点検確認 → 自主防災組織備品台帳等の作成
 - ・街頭消火器の点検確認 → 消火器台帳等の作成
- ② 防災資機材の整備、自主防災訓練、研修・視察の実施計画策定
 - ・「防災資機材の整備・点検(3-13)」を参考に計画を立てる
 - ・訓練や研修等の実施日及び内容等の計画
 - ・予算の確認
- ③ 見積書を取り寄せ、本年度の事業について計画
 - ・補助対象か否かの確認
 - ・見積書の取り寄せ
- ④ 必要書類を作成し、補助金交付申請書の提出 [提出期限:12 月末]
 - 《必須の書類》※様式集参照
 - 補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書
 - ・見積書のコピー
 - ・振込先通帳のコピー
 - 《防災資機材の購入・修繕に対する補助の場合の書類》
 - ・土地所有者の承諾書(防災倉庫購入の場合)、修繕前の資機材の写真(修繕する場合) 《防災訓練に対する補助の場合の書類》
 - 自主防災訓練予定申込書(実施計画書)
 - 消火器台帳(消火器買替え又は薬剤詰替えの場合)
 - 買替え前の消火器写真(蓄圧式消火器の場合)
 - ・消火栓・防火水槽使用届(消火栓等を使用する場合)

市における審査 ⇒⇒⇒ 市から交付決定通知

必ず事業着手は交付決定後に!

●審査内容

- 提出書類の確認(金額、見積書等の添付書類等)
- ・補助上限金額の確認

【交付決定通知受領後から実績報告書の提出まで】

⑤ 事業の実施

- ・購入した防災資機材には、組織名を入れること
- ・購入・修繕した防災資機材の写真の撮影
- ・訓練実施風景(炊出し訓練、初期消火訓練)及び訓練購入品(米、消火器) の写真の撮影
- ・研修等実施風景の写真の撮影
- 納品書、請求書、領収書の受領
- ⑥ 必要書類を作成し、事業完了報告書・請求書の提出 [提出期限:翌年2月末]

《必須の書類》

- 補助事業完了報告書、事業実績書、収支決算書
- ・領収書の写し
- ・「交付・請求書」(市の様式)

《防災資機材の購入・修繕に対する補助の場合の書類》

- ・購入、修繕した防災資機材の写真
- 《防災訓練に対する補助の場合の書類》
 - 自主防災訓練実施報告書
 - ・訓練実施風景 (炊出し訓練、初期消火訓練)の写真及び訓練購入品 (米・消火器)の写真
 - 消防水利使用報告書

《研修・視察事業に対する補助の場合の書類》

• 研修等実施写真

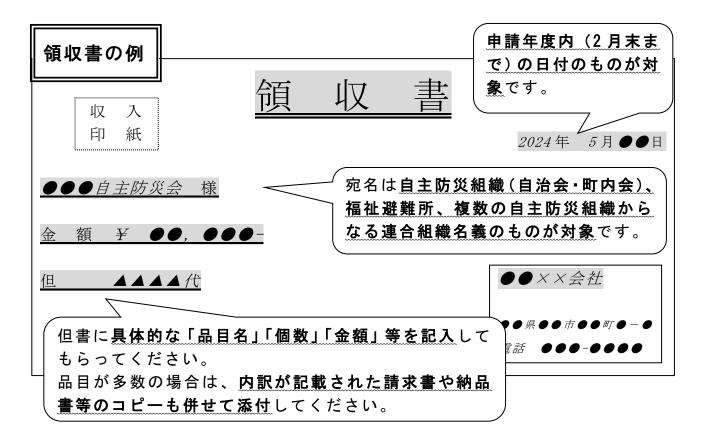
市における検査・審査 ⇒⇒⇒ 補助金の交付(振込み)

5 領収書の取扱い留意事項

事業完了報告時には、原則、購入先の領収書が必要になります。(金融機関への振込明細書や運送会社の領収書では基本的には代用できません。) 購入先に事情を説明していただき、領収書を発行してもらうようお願いします。

(以下参照 ※ 必須項目)

※宛名欄の無い簡易領収書(レシート)では、代用できません。

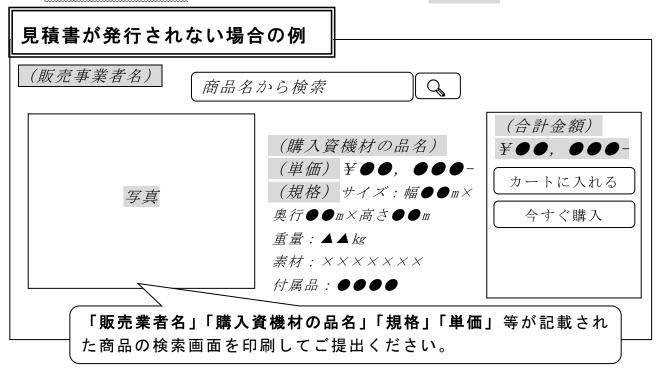


レシートと領収書が一体となっているものの例 2024 年 5月 *領収証明細* XB 領収書 2024年5月×日(△) ●:●● レジ ●● ●●自主防災会 様 ¥ ●●, ●●●-上記正に領収しました(消費税等 ●●●●円を含みます) 備蓄用飲料水 ●●本× 但 備蓄用飲料水 ●L×●●本 合計 ¥ \bullet \bullet , ●●××株式会社 ●●県●●市●●町○-● (内税 ¥●, 電話 ●●●-●●● お預かり

【インターネットを利用して購入する場合について】

近年、インターネットで防災資機材を購入される組織が増えていることに伴い、 手続きについて多くのご質問が寄せられていることから、よくある質問集を掲載 しますので参考にしてください。

- Q1 見積書を発行してもらえない場合どうしたらよいですか。
- A1 「販売業者名」「購入資機材の品名」「規格」「単価」等が記載された、検索画面を印刷して代用してください。(以下参照 ※ 必須項目)



- Q2 領収書を発行してもらえない場合どうしたらよいですか。
- A2 「販売業者名」「注文日」「宛名」「購入資機材の品名」「個数」「請求金額」等が記載された購入履歴の画面または、発注した際に届く確認メールを印刷して 代用してください。
- Q3 領収書の宛名が記載されない場合や、個人名義となってしまう場合どうした らよいですか。
- A3 原則、自主防災組織(自治会・町内会等)の名義のものが対象となりますが、 クレジットカード決済等で組織員が個人名義で支払いを代行した場合は、『組 織員が支払いを代行した』ということを証明する「証明書」(様式集参照)を記 入し、自主防災会長(自主防災会長が支払いを代行した場合、副会長または会 計)に署名をもらい、領収書に添付してください。
- Q4 市から交付決定通知が届き、いざ購入しようとしたら、購入物品の金額が変更されていたのですが、どうしたらよいですか。
- A4 価格変動や、購入予定物品が品切れとなったことに伴い、<u>申請時から事業計</u> 画に変更が生じた場合、必ず購入前に危機管理課に連絡してください。

6 注意事項

- (1) 必ず事業着手前(資機材購入前・訓練等実施前)に申請すること。
- (2) 補助金交付申請書の提出から交付決定通知まで及び請求書の提出から支払いまで、それぞれ 2 週間前後 (内容によってはそれ以上) 要すること。
- (3) 申請は12月末まで、事業完了報告は翌年2月末までに提出すること。
- (4) 防災資機材の購入・修繕に係る補助申請は、原則として1組織につき年1 回を限度としているため、計画的に申請すること。
- (5) 書類は組織において記入し、郵送または組織の構成員が持参すること。
- (6) 天候等により防災訓練を中止した場合、薬剤詰替えに係る補助ができません。(消火器の更新は、防災訓練未実施の場合、2/3以内の補助)
- (7) 補助金交付申請書の提出後に<u>計画の内容や金額に変更</u>が生じた場合は、危機管理課に必ず相談すること。
- (8) 防災倉庫の設置には原則、建築確認申請が必要となり、申請書類の作成を 業者に依頼した場合、購入費とは別に費用がかかることがあること。(建築確 認申請費も補助対象)
- 〇三島市のホームページから補助金申請書のダウンロードができます。

三島市HPトップ画面→地震・防災情報→共助→自主防災組織防災資機材

7 交付申請書添付書類一覧 (◎:必須 〇:該当する場合 ×:不要)

添付書類名	資機材購入・ 修繕	地区防災計画 書の作成	防災訓練事業	研修 • 視察事業
補助金等交付 申請書	0	0	0	0
事業計画書	0	0	0	0
収支予算書	0	0	0	0
	0	0	0	0
見積書の写し	原則 2 社以上 ※一業者につ き 3 万円未満 の場合見積書 1 社でも可	1 社又は 2 社 以上	1 社又は 2 社 以上	2 社以上
振込先通帳の コピー	0	0	0	0
消火器台帳	×	×	O 消火器薬剤詰 替えまたは買 替えの場合	×
買替え前の消 火器写真	×	×	O 蓄圧式消火器 の場合	×
自主防災訓練 予定申込書 (実施計画書)	〇 訓練を実施す る場合	×	©	O 研修・視察の 計画書
	0		0	0
消火栓・防火 水槽使用届	消火栓等を使 用する訓練を 実施する場合	×	消火栓等を使用する訓練を 実施する場合	
土地所有者の 承諾書	O 防災倉庫設置 の場合	×	×	×
修繕する前の 資機材の写真	O 修繕する場合	×	×	×

8 完了報告書添付書類一覧 (◎:必須 ○:該当する場合 ×:不要)

添付書類名	資機材購入・ 修繕	地区防災計画 書の作成	防災訓練事業	研修• 視察事業
補助事業完了 報告書	0	0	0	0
事業実績書	0	0	0	0
収支決算書	0	0	0	0
交付・請求書 ※市の様式	©	0	0	0
領収書の写し	0	0	0	0
自主防災訓練 実施報告書	〇 訓練を実施した 場合	×	0	〇 研修・視察の計画 書
消防水利使用 報告書	O 消火栓等を使 用する訓練を 実施した場合	×	O 消火栓等を使 実施した場合	日する訓練を
	©	©	0	0
写真	購入資機材、修 繕後の資機材	印刷、製本後の 地区防災計画 書	・米・を火・(練訓の大人のは、大人のは、大人のは、大人のは、大人のは、大人のは、大人のは、大人のは	研修風景

令和6年度自主防災活動事業費補助金申請限度額一覧

CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額
101	西部	加屋町自治会	240	148,000
102	西部	清住町自治会	251	150,000
103	西部	三好町自治会	140	128,000
104	西部	西本町町内会	320	164,000
105	西部	栄町自治会	330	166,000
106	西部	西若町自治会	360	172,000
107	西部	緑町自治会	387	177,000
108	西部	南町自治会	430	186,000
109	西部	広小路町自治会	420	184,000
110	西部	泉町自治会	205	141,000
111	西部	寿町自治会	390	178,000
201	中部	本町大中島自治会	490	198,000
202	中部	本町小中島町内会	215	143,000
203	中部	南本町御殿町内会	12	102,000
204	中部	南本町高台町内会	208	141,000
205	中部	芝本町町内会	316	163,000
206	中部	一番町町内会	500	200,000
207	中部	中央町自治会	196	139,000
208	中部	中央町2区町内会	80	116,000
209	中部	北田町町内会	230	146,000
210	中部	中田町北町内会	190	138,000
211	中部	中田町南自治会	210	142,000
212	中部	南田町町内会	350	170,000
213	中部	富田町自治会	223	144,000
214	中部	文教町1丁目町内会	51	110,000
215	中部	合同宿舎文教住宅自治会	280	156,000
216	中部	幸町町内会	41	108,000
217	中部	南本町新御殿町内会	93	118,000
301	東部	大社町自治会	372	174,000
302	東部	東本町1丁目自治会	434	186,000
303	東部	東本町2丁目自治会	561	212,000
304	東部	日の出町自治会	345	169,000
305	東部	東町自治会	353	170,000
306	東部	南二日町自治会	655	231,000

CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額
307	東部	文教町2丁目自治会	448	189,000
308	東部	文教町西町内会	88	117,000
309	東部	大宮町1丁目自治会	275	155,000
310	東部	大宮町2丁目自治会	370	174,000
311	東部	大宮町3丁目自治会	510	202,000
312	東部	加茂川町1区町内会	555	211,000
313	東部	加茂川町2区自治会	97	119,000
314	東部	若松町自治会	563	212,000
315	東部	加茂町内会	1019	303,000
316	東部	西旭ケ丘町内会	160	132,000
317	東部	青葉台自治会	51	110,000
318	東部	シャルマンコーポ町内会	223	144,000
319	東部	市営加茂住宅自治会	25	105,000
320	東部	文教町東岩崎町内会	34	106,000
601	中郷	梅名自治会	985	297,000
602	中郷	中島町内会	600	220,000
603	中郷	大場町内会	800	260,000
604	中郷	多呂自治会	463	192,000
605	中郷	北沢町内会	133	126,000
606	中郷	八反畑町内会	266	153,000
607	中郷	鶴喰自治会	106	121,000
608	中郷	青木町内会	544	208,000
609	中郷	新谷自治会	321	164,000
610	中郷	玉川自治会	168	133,000
611	中郷	平田自治会	197	139,000
612	中郷	松本町内会	611	222,000
613	中郷	長伏町内会	1195	339,000
614	中郷	御園町内会	362	172,000
615	中郷	安久町内会	670	234,000
616	中郷	藤代町町内会	400	180,000
617	中郷	三島パサディナ自治会	344	168,000
618	中郷	東大場町内会	880	276,000
619	中郷	モナーク三島自治会	83	116,000
620	中郷	ウィスティリア三島青木自治会	71	114,000
621	中郷	サンステージ向山王の郷自治会	61	112,000
622	中郷	サンステージ向山はにまるタウン自治会	68	113,000

参考

補助限度額=10万円+ (200円×自主防災会加入世帯数) ※千円未満の端数がある場合は切り捨て ※C級可搬ポンプを購入する場合は補助限度額に40万円を加算

※自主防災倉庫を建てる場合は20万円を加算

※ろ水機を購入する場合は1台につき20万円を加算

CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額
401	北上	佐野自治会	219	143,000
402	北上	芙蓉台自治会	890	278,000
403	北上	萩町内会	791	258,000
404	北上	幸原町自治会	651	230,000
405	北上	徳倉第1町内会	411	182,000
406	北上	徳倉第2町内会	490	198,000
407	北上	徳倉第3町内会	545	209,000
408	北上	徳倉第4町内会	515	203,000
409	北上	徳倉第5自治会	515	203,000
410	北上	徳倉第6町内会	476	195,000
411	北上	富士ビレッジ自治会	575	215,000
412	北	沢地町内会	198	139,000
413	北	千枚原町内会	155	131,000
414	北上	壱町田1丁目自治会	610	222,000
415	北上	壱町田2丁目自治会	70	114,000
416	北上	光ヶ丘1丁目町内会	292	158,000
417	北上	光ヶ丘3丁目町内会	210	142,000
418	北上	光ヶ丘県営住宅自治会	260	152,000
419	北上	光ヶ丘市営住宅自治会	112	122,000
420	北	富士見台自治会	505	201,000
421	北上	県営壱町田やまがみ団地自治会	150	130,000
422	北上	東壱町田町内会	142	128,000
423	北上	見晴台自治会	945	289,000
424	北上	サンステージ壱町田自治会	32	106,000
425	北上	シャリエ三島壱町田自治会	75	115,000
426	北上	エンゼルハイム芙蓉台自治会	20	104,000
427	北上	かわせみタウン壱町田自治会	52	110,000
428	北上	マルシオン・マルジュ壱町田自治会	41	108,000
501	錦田	小山中島自治会	173	134,000
502	錦田	小山自治会	210	142,000
503	錦田	谷田自治会	328	165,000
504	錦田	御門自治会	537	207,000
505	錦田	夏梅木町内会	598	219,000
506	錦田	中自治会	294	158,000
507	錦田	竹倉自治会	78	115,000
508	錦田	玉沢町内会	55	111,000
509	錦田	台崎町内会	13	102,000

CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額
510	錦田	押切町内会	167	133,000
511	錦田	桜ケ丘町内会	353	170,000
512	錦田	谷田城の内自治会	45	109,000
513	錦田	東富士見自治会	173	134,000
514	錦田	西富士見町内会	67	113,000
515	錦田	並木自治会	205	141,000
516	錦田	愛宕町内会	17	103,000
517	錦田	川原ケ谷自治会	300	160,000
518	錦田	雪沢自治会	98	119,000
519	錦田	緑ケ丘自治会	94	118,000
520	錦田	山田町内会	31	106,000
521	錦田	小沢町内会	20	104,000
522	錦田	旭ケ丘町内会	487	197,000
523	錦田	元山中自治会	10	102,000
524	錦田	塚原自治会	64	112,000
525	錦田	阿部野町内会	5	101,000
526	錦田	市山新田自治会	41	108,000
527	錦田	三ツ谷自治会	103	120,000
528	錦田	笹原自治会	58	111,000
529	錦田	山中自治会	24	104,000
530	錦田	初音台町内会	385	177,000
531	錦田	山田住宅自治会	32	106,000
532	錦田	塚の台町内会	116	123,000
533	錦田	小山台自治会	69	113,000
534	錦田	柳郷地自治会	250	150,000
535	錦田	ヴァンヴェール遺伝坂自治会	35	107,000
536	錦田	市営柳郷地住宅自治会	78	115,000
537	錦田	三恵台自治会	412	182,000
538	錦田	塚原台町内会	14	102,000
539	錦田	初音町内会	40	108,000
540	錦田	錦が丘自治会	315	163,000
541	錦田	シャリエ三島松が丘自治・防災会	107	121,000
542	錦田	松が丘自治会	123	124,000
543	錦田	市営谷田住宅自治会	27	105,000
544	錦田	箱根坂自治会	11	102,000
545	錦田	塚原下原自治会	27	105,000

参考

補助限度額=10万円+(200円×自主防災会加入世帯数) ※千円未満の端数がある場合は切り捨て ※C級可搬ポンプを購入する場合は補助限度額に40万円を加算

※ろ水機を購入する場合は1台につき20万円を加算

[※]自主防災倉庫を建てる場合は20万円を加算